

地名散歩

第10回 郡はどこへ行く

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

「平成の大合併」で市の数は大幅に増え、逆に町村数は激減した。町村が市制施行すれば、そのエリアは郡の範囲から除外されるため、郡内の町村がすべて市制施行してしまえばその郡は自然消滅する。昨今の合併はかなり広域で行われるので、農村部や深山幽谷が市域であることも珍しくない。このため最近では郡の数が激減し、県内に1、2郡しかない例もある。もはや滅び行くのみ、といった印象の郡であるが、そもそも郡はどのように成立したのだろうか。

日本が中国(唐)に倣って郡制を導入したのは7世紀の古代律令制である。国の下の行政区画として位置づけ、当初は「評」と称した。しかしその後は律令制が緩んで郡は単なる地理的区画に過ぎない状態が長く続く。それでも江戸時代に入ると地域によっては郡代や郡奉行、大庄屋などが置かれて村の上部の行政組織として機能するものの、全国的に郡が「復

活」したのは明治11年(1878)の郡区町村編制法(太政官布告第17号)においてである。この時に大きな郡については適宜分割された。

たとえば旧武蔵国に所属する多摩郡はこの年に東多摩・西多摩・南多摩・北多摩の4郡に分割されている。このうち東多摩郡のみが東京府、その他の三多摩は神奈川県に入った(後に東京府に編入)。明治23年(1890)には郡制が公布され、府県と町村の間の地方公共団体としての地位は明確になった。郡役所では内務省の若手キャリアが郡長をつとめ、議会である郡会が置かれ、郡立の中学校なども設置されている。しかし当初からドイツの制度を直輸入した弊害もあってうまく機能せず、地方自治制度の合理化のため大正12年(1923)に郡制は正式に廃止されてしまう。それ以来は地方公共団体としての実体を持たず、地理的区分呼称に過ぎない状態が現在まで続いている。



大正期の京都付近。隷書体で記された乙訓、久世、紀伊、宇治、滋賀の郡名のうち後3者はすべて市域となり現存しない。1:20万帝国図「京都及大阪」大正8年製版

今や有名無実の郡ではあるが、古いものは古代からの歴史をもつ貴重なものだ。平安時代の辞書『和名類聚抄』には武蔵国に次の21郡が掲載されている。すべて2字なのは「好字二字」の決まりを守ったためだ。

久良 都筑 多磨 橘樹 荏原 豊島
足立 新座 入間 高麗 比企 横見 埼玉
大里 男衾 幡羅 榛沢 那珂 児玉 賀美
秩父

その後は中世の一時期に多磨郡が多東郡・多西郡に分かれ、また江戸初期に葛飾郡の南西部が武蔵国に編入されて隅田川の東側が同国内となるなど、いくつかの変遷を経た。

明治に入って郡区町村編制法ができると前述のように多磨郡(古代は多磨郡)が4分割されるなど広域の郡は適宜分割され、また市制町村制の後の明治26年(1893)には三多磨が東京府に編入されたことにより、旧武蔵国は次のような管轄になった。

神奈川県は久良岐(15世紀から3文字表記)・都筑・橘樹の3郡、東京府は荏原・北豊島・南豊島・南足立・南葛飾・東多摩・西多摩・南多摩・北多摩の9郡、埼玉県は北足立・北葛飾・新座・入間・高麗・比企・横見・北埼玉・南埼玉・大里・男衾・幡羅(文字・読みとも変化)・榛沢・那珂・児玉・賀美・秩父の17郡、合計29郡である。

これが明治29年(1896)に行われた全国的な郡の統廃合で、東京府では南豊島郡と東多摩郡が合併して豊多摩郡になって計8郡、埼玉県では大里・男衾・幡羅・榛沢の4郡が大里郡、那珂・児玉・賀美の3郡が児玉郡、北足立・新座の2郡が北足立郡に、入間・高麗・比企・横見の4郡が入間・比企の2郡に大々的に再編された結果、埼玉県内の郡数は8郡と激減した。神奈川県(旧相模国を除く)の郡数は不変なの

で、旧武蔵国の郡数は計19郡に統合されたことになる。同国内では小郡が大郡に編入される形が大半を占めたが、全国的に見ると郡名が合成された地域も多く、たとえば香川県などでは次のような大幅な郡名の変更が起こった。

大内郡+寒川郡=大川郡
三木郡+山田郡=木田郡
阿野郡+宇多郡=綾歌郡
那珂郡+多度郡=仲多度郡
三野郡+豊田郡=三豊郡

これだけ旧郡名は消えてしまったが、旧宇多郡の港である宇多津町、多度郡の港の多度津町が今も自治体名として残っているのは貴重だ。郡の統廃合はもともと郡の面積が狭かった西日本を中心に大きく進められ、大阪府東部の旧河内国など16郡がわずか3郡にまとめられてしまった。

また大きな島ひとつで1国を成していた佐渡や隠岐にも郡は複数存在したが、こちらも後に1郡にまとめられている。佐渡島は加茂・雑太・羽茂の3郡が佐渡郡となり、隠岐も島前に知夫と海土、島後に穩地と周吉のそれぞれ2郡、合計4郡あったのが、こちらは遅く昭和44年(1969)に隠岐郡となった。

平成の大合併ではかつての郡のエリアを上回る面積をもつ市や町が次々と出現しているが、これらの島でも3郡あった佐渡郡は10市町村が合併して佐渡市となり、隠岐の島後でも4町村が合併して隠岐の島町が誕生した。

かつては郡の中で中心的な都市がぽつんと市になったものであるが、今は郡の全エリアと同等あるいはそれ以上の広さの市が次々と誕生している。岐阜県郡上市のように、郡上郡の領域がそのまま市になった事例もあり、これは歴史的郡名の保存という点では喜ばしいことだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008~09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 672
2013 January



表紙写真

「めざめ」

第27回写真コンクール入選
山本 隆博●香川会

地名散歩 今尾 恵介

- 03 新年の挨拶／新年をお迎えして**
日本土地家屋調査士会連合会会長●竹内 八十二
- 04 新年の挨拶／新年を迎えて**
法務省民事局長●深山 卓也
- 05 事務所運営に必要な知識**
一時代にあった資格者であるために一
第9回 土地家屋調査士が取り扱う個人情報の保護について
鳥取県土地家屋調査士会 花岡 真
- 10 平成24年度 第1回全国会長会議 開催報告
- 12 第8回 国際地籍シンポジウム**
- 17 会長レポート
- 18 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 20 ネットワーク50
秋田会
- 22 会務日誌
- 24 我が会の会員自慢 VOL.12
広島会／高知会
- 27 国民年金基金から
- 30 海拔表示板設置事業への取り組み
(山口県土地家屋調査士会の事例)
日本土地家屋調査士会連合会広報部 戸倉 茂雄
- 32 公嘱協会情報 Vol.99
- 34 大規模災害基金状況
- 36 地図の源 基準点原点清掃
- 37 ちょうさし俳壇
- 38 平成24年度土地家屋調査士試験の結果について
- 39 土地家屋調査士新人研修開催公告
中部ブロック・中国ブロック
- 39 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
電子証明書
知っておきたい！ ICカードのアレやコレ

新年をお迎えして

日本土地家屋調査士会連合会会長 竹内 八十二



全国の土地家屋調査士会会員また補助者の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様には平成25年の新年を健やかに迎えられることと拝察いたしますと共に、心からお慶びを申し上げます。

日ごろから当連合会の会務運営に際しましては、各役員様をはじめ会員の皆様には、ご支援またご協力を賜り、連合会といたしましても新年を迎えることができましたこと、心から感謝を申し上げます。

昨年は、10月19日に「第8回国際地籍シンポジウム」を国際地籍学会の会長として、北海道の札幌の地で、開催いたしました。この国際地籍シンポジウムは台湾の中華民国地籍測量学会、韓国の大韓地籍公社、そして日本土地家屋調査士会連合会の3団体で2年ごとに開催しているもので、1998年に台湾での第1回開催から既に14年が経過し、昨年の日本での開催は3巡目となりました。今回は、2011年3月11日の東日本大震災による地震と巨大津波に襲われた被災地の少しでも早い復興を願って、メインテーマを「災害からの復興」とし、基調講演として「地籍問題研究会」幹事でもある坂本勇先生に、日本の国際協力機構(JICA)からの派遣によりインドネシア(アチェ州)での2004年に発生した地震と巨大津波で被災し

た土地登記簿等の復旧作業に携われた実績から、この度の東日本大震災による巨大津波により被害にあった法務局の登記簿の修復について、復旧プロセスをインドネシアと東日本大震災に重ね合わせのご講演をしていただきました。また、分科会として(1)「災害復興に向けた地籍・政策・教育の促進」、(2)「災害における地理空間情報の活用」、(3)「災害に対する地籍測量と地図作成技術の革新」をテーマとして会員国の発表者がそれぞれ報告を行いました。今後においても国際地籍シンポジウムを重ねていくことにより「地籍問題研究会」の協力の下、韓国、台湾の地籍学会と連携をしながら、日本における地籍に関する多様性を求め発展させていくことが、このシンポジウムの目的であると認識しております。今回のシンポジウムには各会の会長をはじめ、全国から多くの会員が参加されたことをあらためて感謝申し上げます。

さて、今なお景気の低迷は続いております。我々土地家屋調査士を取り巻く環境はたいへん厳しいものがあります。まだまだ続くであろうこの環境の中で少しでも明るい兆しを見出すために各役員そして各委員が一丸となって頑張っていく所存であります。各会員の皆様におかれては、昨年も申し上

げましたが低廉な報酬額の競争に捉われず専門資格者のプライドを持ち、国民に信頼と安心を提供し続けることにより、不動産登記制度の更なる発展に寄与すると共に職業倫理の確立に向けて研鑽をお願いする次第です。結びになりますが、会員個々が土地家屋調査士制度を守り発展に寄与することこそが、生活の安定に繋がることと思っておりますので、今年も皆さんと一緒にがんばりましょう。



新年を迎えて

法務省民事局長 深山 卓也



謹んで新年のお祝いを申し上げます。全国の土地家屋調査士の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと存じます。

昨年は、ロンドンオリンピックが開催され、日本人選手の活躍がありました。取り分け、日本人選手団の旗手を務めたレスリングの吉田沙保里選手は、オリンピック3大会連続の金メダルを獲得したほか、世界選手権10連覇と合わせて世界大会13大会連続優勝の偉業を達成し、11月7日には政府から国民栄誉賞を授与されました。この吉田選手の大活躍には、国民全員が大変に勇気づけられたのではないのでしょうか。

他方で、竹島や尖閣諸島をめぐり、韓国、中国との関係が悪化し、政治的な側面のみならず、経済的・文化的な側面での交流にも大きな影響が生ずるなど、深刻な事態となりましたが、この問題の発生によって、改めて、国家の基盤を成す土地というものの重要性について、国民の間での認識が共有される結果ともなったのではないかと思います。今後、ますます、土地や建物、そしてこれらの不動産を対象とする登記の重要性が高まってくるものと考えられます。

さて、一昨年3月11日の東日本大震災の発生から、間もなく2年を迎えようとしております。

土地家屋調査士の皆様には、震災発生の直後から、被災者の方々に対する登記相談に積極的に取り組んでいただきましたほか、倒壊・流失した建物についての職権による滅失登記のための調査や、登記所備付地図の修正作業の实施に当たり、その専門的知見や能力を発揮していただき、御協力・御尽力をいただいているところです。改めて、御礼を申し上げます。

これから、被災地の各地方公共団体による復興計画等が具体化・現実化していくことに伴い、その前提としての街区単位の地図修正作業、境界復元作業の必要性がますます高まるものと考えられます。現在、法務局サイドでは、被災地に所在する局のみならず、全国的な職員の応援体制を構築し、これらの作業に全力で取り組んでいるところですが、土地家屋調査士の皆様にも、この未曾有の大災害からの復興を一日でも早く成し遂げるため、引き続き、全国的な取組と御協力・御尽力をお願いしたいと思います。

また、震災の発生前から取り組んでまいりました表示登記の充実・強化につきましても、引き続き、本年も、法務省・法務局を挙げて、取り組んでまいります。登記所備付地図の重要性については、今般の震災の発生により、防

災対策という観点からも、改めて認識されることとなりましたが、この登記所備付地図の整備については、上記の震災関連での地図修正作業と並行して、新・8か年計画に基づく法14条地図作成作業を着実かつ強力に進めていく必要があります。さらに、本年の1月20日で制度の発足から8年目に入ることとなる筆界特定制度につきましても、更なる利用促進、適正な事件処理に努め、利用者である国民の皆様からの信頼と期待に添えていかなければなりません。

個々の不動産の表示に関する登記の事件処理はもちろんですが、これらの表示登記分野における諸施策を円滑・着実に進めていくためには、全国の土地家屋調査士の皆様と法務省・法務局との緊密な連携、協力関係が必要不可欠となります。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、土地家屋調査士の皆様の御多幸、そして、ますますの御活躍と、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の更なる御発展を祈念申し上げます。私からの新年の御挨拶とさせていただきます。

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第9回 土地家屋調査士が取り扱う個人情報の保護について

鳥取県土地家屋調査士会 花岡 真

はじめに

平成17年4月1日に個人情報保護法が施行されて、7年余りが経過しました。

また、平成20年4月に「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更の閣議決定がされ、各省庁のガイドライン共通化の目的にそって、平成21年9月には「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」が変更制定され、従来の「法務省が所管する事業を行う事業者が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」は廃止されました。この変更は、土地家屋調査士等のガイドラインを遵守すべき者(法務省管轄事業者)の対象の緩和や、いわゆる「オプトアウト」規定の導入等がなされておりますが、個人情報保護の目的に変更はなく、実質的な内容面での改定ではないように思われます。また、個人情報保護法施行後、国民の個人情報に対する認識も高まり、法本来の目的を逸脱して、保護法への過剰反応が見受けられる場面もあります。

土地家屋調査士会員の皆様は、日々、個人情報保護法に適切に対応されて業務を行われていることと思いますが、今一度、「個人情報は誰のものか。」という観点に立って、法対応を考えていただきたいと思ひます。

1. なぜ、個人情報保護法が制定されたか

個人情報保護法の制定の背景を簡単に述べると、近年のIT技術の発達に伴い、容易に個人情報を大量収集・保管することが可能となりました。この情報がインターネットで、瞬時に全世界に流れる現状があります。また、グローバル化の中で、国民の権利意識も変化し、自分の個人情報というものを強く意識するようにもなりました。自分の情報を自分以外に「誰が持ち?」「どのように扱われ?」「管理されてい

るのか?」「悪用はされないのか?」といった不安を持つ人も多くなってきています。他方、個人情報=価値、となり流通している現状もあります。個人情報の中には、個人の秘密や他人に知られたくない情報も含まれ、本人(個人情報主体)の知らないところで、利用されることは、是非とも防ぐ必要もあります。このような状況の中、欧米諸国では、1980年にOECDにおいて、「プライバシー保護と個人データの国際流通についての理事会勧告」(OECDガイドライン)が公表されました。いわゆる、OECD8原則(①収集制限の原則②データ内容の原則③目的明確化の原則④利用制限の原則⑤安全保護の原則⑥公開の原則⑦個人参加の原則⑧責任の原則)です。この原則が、個人情報保護法の基本的な考え方となっています。

世界的な個人情報保護法整備の流れの中で、我が国での個人情報保護の法制化の機運が高まったのは、1999年の住民基本台帳法改正の時です。これと前後して、個人情報の流出事故が続発したことから、個人情報適正管理の目的で「住基ネット」の導入が決定されました。これに伴い「個人情報保護法」の法制化がされ、平成17年4月1日、同法が施行されました。

2. 個人情報保護法施行後の法務省ガイドラインの見直し

個人情報保護法施行後の各省庁管轄事業者のためのガイドラインは、事業者の業務内容や取り扱う個人情報の内容を加味して、法の趣旨に則して各省庁独自に制定されたものです。ちなみに、法務省の旧ガイドラインによれば、「事業者の業務内容に氏名、生年月日、住所及び電話番号のみならず、犯罪歴や権利義務の得喪に関する情報といった特に慎重な取扱いを要する情報が含まれることを勘案しており、当該事業者等においても、その点を踏まえた個

個人情報の取扱いが望まれるところである。」となり、取り扱う個人情報が機微な情報であると予想されることをふまえて、他省庁のガイドラインに比べて、厳格なガイドラインとなっていました。例として、取扱事業者の範囲の厳格な取扱い、いわゆる「オプトアウト」規定の排除等があげられます。

個人情報保護法施行後、土地家屋調査士を対象とした保護法関連の各種研修会等でも、このガイドラインにそった研修が行われているのではないのでしょうか。

例えば、①個人情報の第三者提供に際しては、いわゆる「オプトアウト」ではなく、情報の利用については事前同意を取ること。②個人情報取扱事業者の範囲も、「取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者(その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする)」という、除外規定が設けられていなかったことから、全ての土地家屋調査士に、ガイドラインの遵守義務が課されていること。等があげられます。これによって、個人情報保護の過剰反応により、適正取得、適正利用、適正管理が阻害された部分が少なからずあり、個人情報保護法の本来の目的が達成できなかった部分もあるように思われます。また、各省庁さまざまなガイドラインが制定されたことにより、土地家屋調査士の中でも多いと思われる、いわゆる兼業者は、業務にそった複数のガイドラインに対応する必要があり、対応の煩雑さから過度の負担が発生したり、ひいては、まったく対応しない事業者もあるかもしれません。これは、個人情報保護法の目的を大きく逸脱するものです。各省庁のガイドラインの共通化は、このような、対応の煩雑さの解決も一因になっていると思われます。ガイドラインの共通化に則したものが、平成21年11月1日施行の現行「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」です。

ガイドライン中大きく変更された点は、①個人情報取扱事業者の範囲の変更(ガイドライン第2-4)、②いわゆる「オプトアウト」の導入(ガイドライン第7-3)です。

①については、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超える者が、ガイドラインの遵守義務が課せられております。従って、開業間もない会員や、小規模事務所では、これに到達することは

少ないと思われまので、個人情報取扱事業者から除外される者は、何の対応もしなくても良くなった。と思われるかもしれませんが。一方、ガイドラインには、「個人情報取扱事業者に該当しない法務省関係事業者についても、法の基本理念(保護法第3条)を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。」(ガイドライン第三)と規定されております。このことは、土地家屋調査士の社会的信用の確保の面から考えると当然のことです。依頼者は、土地家屋調査士が個人情報取扱事業者に該当するかどうかによって、土地家屋調査士を選択するわけではありませんし、国家資格を所持している全ての土地家屋調査士は、当然に、個人情報保護法に適正に対応して、ガイドラインを遵守していると考えられるのではないのでしょうか。従って、義務の如何にかかわらず、全ての土地家屋調査士が、ガイドラインの遵守を努力目標におくべきであるものと考えます。

②については、ガイドライン第7-3に規定され、その方法の例示は、(いわゆる「オプトアウト」の例)として以下のとおり、掲載されております。

- ・住宅地図業者(表札を調べて住宅地図を作成・販売等)やデータベース事業者(名簿の作成・販売等)が、あらかじめ(1)から(4)の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載(第2.9の規定参照)し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合。

個人情報を第三者提供する場合の事前同意の不要規定は前記のとおりですが、土地家屋調査士会員の大多数は、事務所のホームページを有しておらず、仮に有していたとしても、上記の例のような形式にあった掲載をしていないなど、オプトアウトによる方法での対応がとれない場合には、従来のオプトイン(事前同意)による方法で行うほかありません

個人情報の第三者提供に関して、依頼者との無用なトラブルを防止するためにも、第三者提供については事前に同意をとっておくべきでしょう。

3. 土地家屋調査士として「個人情報保護法」をどのように考え、対応すべきか

①自己情報コントロール権の再認識

個人情報保護法は、「自己情報コントロール権」(=自分の個人情報を誰にどのように利用させるかを最終決定する権限が本人(情報主体)に帰属するという)を認めることを前提として、個人情報取扱事業者(=個人情報を利用して業務を行おうとする利

用者(土地家屋調査士も含まれる)が、具体的な手続きを行うための義務が規定されております。今一度、個人情報の情報主体は、誰なのか。ということを確認し、情報コントロール権は情報主体が有していること。土地家屋調査士は、情報を利用することで日々の業務が行えるのだということの再確認することが必要です。

②個人情報保護法は「個人情報漏洩防止法」ではないということ

昨今、大量の個人情報漏洩に関するマスコミ報道が増大しています。報道によれば、あたかも個人情報保護法は、個人情報の漏洩防止法にとらえることもできるようにも見受けられます。これは、大きな誤解であり、個人情報保護法の本質は、「個人情報利用調整法」であると考えべきです。これは、個人情報の保護をあまりにも配慮しすぎて、個人情報を業務に利用することは、事業者には過大な負担をかけることになる。ひいては、円滑な業務執行に支障をきたすことになる。そこで、個人情報の保護と円滑な業務遂行という、時には、相反する部分を絶妙のバランスで調整していこうという考えに基づくものです。

「自己情報コントロール権」を保護するためには、事前同意制(オプトイン)が原則ですが、全ての個人情報を利用する際に、事前同意を求める事は土地家屋調査士業務においては不可能です。事前同意のデメリットは、利用者側である土地家屋調査士においては、事務が煩雑になるとともに、コストが高くなります。一方、情報主体である本人側においても、業務完了の遅延につながり、円滑な事務処理ができなくなるおそれがあります。これは、土地家屋調査士制度の本来の目的から外れることにもなります。

そこで、個人情報保護法で「事前同意」が要求されているのは、①第18条「目的外利用」と②第23条「第三者提供」の2つであり、それ以外の利用のケースでは、「予め通知」「通知」「容易に知りうる状態におく」「予め公表」「公表」というように、個人情報の種類によって、順次段階をおって、個人情報の保護と利用の調整を図っているところです。

③土地家屋調査士に求められているモノと取り組み姿勢

土地家屋調査士には「自己情報コントロール社会」に変化したのだという、意識改革が必要です。社会が変化した以上、社会で活動している土地家屋調査

士は、当然に対応しなければなりません。行うべきは、土地家屋調査士から土地家屋調査士に雇用されている補助者に至るまで「自己情報コントロール権尊重社会」についての意識改革を行い、事務所が個人情報対応の仕組みづくりを実践していくことです。

法施行に伴い、社会環境の変化に添った仕組み(対策)を実施する必要がある。法の罰則規定のみを考えて、事務的な対応をするべきではなく、事務所を組織として考え、対策を実施する事が重要です。個人情報の定期的なチェック、改善を要求するために、PLAN【計画】→DO【実施】→CHECK【監査】→ACT【改善】のサイクルの認識の定着も必要です。

4. 土地家屋調査士事務所としての具体的な取り組み内容

個人情報保護法では、第二条において「個人情報」を次のように定義しています。

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

また、法務省ガイドラインでは、上記第二条をより具体的に、定義しています。

「個人情報」…生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

上記の個人情報の定義をふまえて、土地家屋調査士が業務を行う中で取得する「個人情報」を特定し、

利用目的を明確にすることから個人情報保護法の対応が始まります。土地家屋調査士の業務は、土地家屋調査士法第三条に規定され、遵守義務のある関係法令は全ての土地家屋調査士に適用されますので、個人情報保護法に関する利用目的や諸規定の作成などの対応は、全ての土地家屋調査士事務所が同一で良いようにも考えられます。しかし、事務所の規模、兼業等の事務所形態などにより、取り扱う個人情報の内容には違いがあります。また、登記手続きに関するもののみならず、筆界特定手続、民間紛争解決手続代理業務、登記を伴わない筆界確認業務等、業務内容も同一ではありません。

したがって、全ての土地家屋調査士事務所に対応した同一の諸規定を作成することは不可能ですし、仮に雛形を利用して、雛形にそのまま事務所名を入れて利用することは、(たまたま、雛形どおりの事務所形態になっている場合は別として…)個人情報保護法の対応をしたことにはなりません。

保護すべき個人情報の特定や利用目的、共同利用・第三者提供の有無等の具体的対応は、各々の土地家屋調査士事務所が個別に行う必要がありますが、取り組むべき手順は作業項目のみ列挙すると概ね次のようになります。

I. 運用規定、ルールの策定【PLAN】

- (1) 個人情報保護方針の策定
- (2) 個人情報の利用目的の検討
※個人情報の利用目的は、各々の事務所で違いがあるので、個別に検討し特定する必要がある。
- (3) 事務所が保有する個人情報の特定(従業員の個人情報も含む)
各々の事務所で違いがあるので、「個人情報データ書類調査票」を作成するなどして個別に検討し特定する必要がある。
- (4) 個人情報管理台帳と安全管理台帳の整備(明確な項目が必要)
- (5) 特定された「個人情報の現状調査」
※(収集、利用、提供、委託、保管、返却、破棄)等の現状の調査を行う。
- (6) 現状調査での業務の流れの把握
- (7) 個人情報リスク調査対応管理表の作成
※調査表で特定した個人情報に対して、詳細かつ具体的にリスクの洗い出しを行う。
- (8) 個人情報(データ・書類)管理台帳の作成
※特定したリスクに対して、具体的に、リスク対策(4要素：①人的リスク②組織的リスク③

物理的リスク④技術的リスク)の実施を行う。

- (9) 個人情報保護規程、及び細則の作成等事務所としての運用規定類の整備
※リスク対策、法務省ガイドライン、関連法令等を要求と考え、規定化を実施する。
- (10) 個人情報保護体制の整備(推進体制、責任の明確化)
- (11) 個人情報に関する苦情・相談対応
- (12) 緊急時対策ルール
- (13) 委託先管理体制

II. 実施運用【DO】

- (1) 土地家屋調査士をはじめ、事務所全従業員への教育の実施
- (2) 公表すべきものの公表と準備

III. 内部監査【CHECK】

- (1) 組織としての実施及び不適合箇所の是正

IV. 見直しの実施【ACT】

- (1) 監査結果からの見直し
- (2) 社会情勢の変化、一般の認識変化、技術の進歩を考慮しての見直し
- (3) 苦情を含む外部からの意見
- (4) 見直し結果のフォローアップ
- (5) 個人情報に関する法令、規範からの見直し
- (6) 改善提案

5. 結び

土地家屋調査士が個人情報保護法に対応するためには、まず、**個人情報データ書類調査票**などを作成して、土地家屋調査士事務所に保管されている業務情報の中にどのような個人情報があるのか具体的に洗い出さなければなりません。この洗い出し作業の中で、本当に土地家屋調査士業務に必要な情報か否かを精査し、不要な情報は廃棄することも検討するべきです。その上で、特定した個人情報の流失等のリスクを検討し、個人情報の適正管理と利用目的を明確にした上で利用しなければなりません。

また、連合会発行の『土地家屋調査士調査・測量実施要領』の第6条(情報の共有化)、第8条(会員相互の協調)の規定を安易に解釈して、何の対策も講じずに情報の共有や提供をした場合には、情報の目的外利用や違法な第三者提供(個人情報の漏洩)になる場合があることも十分に留意しておく必要があります。

土地家屋調査士が日常業務において収集・作成・利用・保管している、業務情報について、今一度、個人情報保護法に対応した、情報の適正管理と土地

家屋調査士間の情報共有を含んだ適正利用を考えると、個人情報の「情報主体」である国民の信頼に応える上でも重要だと思えます。

〇〇〇土地家屋調査士事務所個人情報保護方針

〇〇〇〇土地家屋調査士事務所は、法務省管轄事業者の一員として、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、業務で取扱う個人情報の機密保持、各種リスクから保護することの重要性を強く認識し、組織をあげて個人情報保護に努めます。そして、高度情報通信社会の健全な発展に資するために以下の個人情報保護方針を制定し、実行いたします。

1. 個人情報の取得について
当事務所は、適正かつ公正な手段により、個人情報を取得いたします。
 2. 個人情報の利用について
当事務所は、個人情報を取得の際に示した利用目的範囲内で、業務遂行上必要な範囲内で個人情報を利用いたします。
 3. 個人情報の共同利用について
当事務所は、個人情報を第三者との間で共同利用することがあります。また、個人情報の全て又はその一部を第三者に委託することがあります。共同利用、委託を行う場合には、当該第三者の厳正な評価を実施し、機密保持、安全対策を適正に実施させるため、適正な監督を行います。
 4. 個人情報の管理
当事務所は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。
当事務所は、個人情報の紛失、破壊、改変及び漏洩などを防止するため、適正なセキュリティ対策を講じます。
当事務所では、業務上の個人情報の取扱い管理手順を策定しこれを遵守させます。
 5. 組織・体制
当事務所は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。
当事務所は、事務所従業者に対し、個人情報保護、適正な方法について定期的に教育を実施し日常生活において個人情報の適正な取扱いを徹底いたします。
 6. 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善
当事務所は、この方針を実行するために、「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」を策定し、当事務所従業者、関係者に周知徹底し、実施し、維持し、継続的改善をいたします。
- 制定日：平成〇〇年〇月〇日
改定日：
〇〇〇〇土地家屋調査士事務所
所長 〇〇〇〇 印

〇個人情報の開示・訂正・利用停止、ご相談、苦情、お問い合わせについて
当事務所が保有する個人情報の開示等の請求にありまして、ご請求者のご本人確認をさせていただきます。
ご請求の手続きは、下記窓口までお申し出ください。

〇〇〇〇土地家屋調査士事務所 個人情報に関するお問い合わせ先
個人情報保護管理者 〇〇〇〇 TEL (0000) 00-0000 (9:00～17:00 土日、休日除く)

個人情報保護方針の例

〇〇〇〇土地家屋調査士事務所個人情報の利用目的について

〇〇〇〇土地家屋調査士事務所は、「個人情報保護に関する法律 第 18 条」並びに「法務省所管事業分野における個人情報に関するガイドライン第 5-2」の規定に基づき、貴方から取得した個人情報の利用目的を明示します。下記の利用目的以外には、貴方の個人情報は、利用いたしません。

- 〇利用目的
1. 表示に関する登記及び筆界特定の申請代理・相談・書類作成。
 2. 土地建物の調査・測量
 3. 土地境界管理等に必要な資料として利用
 4. 表示に関する登記及び筆界特定に関する付随業務
 5. 会員間での共同利用
土地家屋調査士業務において取得した個人情報は、委任目的達成の為、調査・測量実施要領第 6 条（情報の共有化）、第 8 条（会員相互の協働）の為に下記事務所間で共同して利用
〇〇県土地家屋調査士会 〇〇支部 会員間
 6. 協業者間での共同利用
取得した登記記録を、委任目的達成の為に当事務所と協業関係のある下記事務所間で共同して利用
〇〇県〇〇地区に所在する司法書士事務所
 7. 依頼者及び関係者への連絡、通知

〇当事務所の個人情報に関する責任者
〇〇〇〇土地家屋調査士事務所
個人情報保護管理者 〇〇〇〇
TEL(0000)-00-0000 FAX(0000)-00-0000

〇個人情報に関する開示等のご相談窓口
〇〇〇〇土地家屋調査士事務所 個人情報に関するお問い合わせ先
個人情報保護管理者 〇〇〇〇
TEL (0000) 00-0000 FAX(0000)-00-0000 (9:00～17:00 土日、休日除く)

個人情報の利用目的の例

個人情報データ・書類調査票																			
部門名	調査士事務所					部門個人情報責任者確認： 個人情報保護管理者確認：													
調査日	2006.01.18																		
調査担当者	鳥取謙太郎																		
項目	個人情報データまたは書類名	初期調査時記入欄									チェック時記入欄					備考			
		依頼者の依頼	依頼者の代理人	先生又は家主	電子データ（外部）	その他	作成情報	証明情報	官公署発行情報	社具情報	その他の	必要チェック	適法チェック	適正チェック	内容チェック		対象の個人情報と異なる		
1	登記事項証明書又は要約書(法務局備付付図面等し及び閲覧情報も含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	表示に関する登記及び筆界特定の申請代理・相談・書類作成・調査・測量並びにこれに関する付随業務	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●	
2	登記情報入り公図					○					"	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●	
3						○				管理責任者		事務所PC	●	●	●	●	●		
4						○				管理責任者		事務所PC	●	●	●	●	●		
5		○	○	○	○	○	○	○	○	○		管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●	
6	閲覧調査書					○				"	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●		
7						○					管理責任者	事務所PC	●	●	●	●	●		
8		○	○	○	○	○	○	○	○		○	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●	
9	立会申請書(立会依頼書を含む)					○				"	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●		
10						○					管理責任者	事務所PC	●	●	●	●	●		
11		○	○	○	○	○	○	○	○		○	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●	
12	筆界確認書又は境界確定協議書					○				"	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●		
13						○					管理責任者	事務所PC	●	●	●	●	●		
14	立会名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	表示に関する登記及び筆界特定の申請代理・相談・書類作成・調査・測量並びにこれに関する付随業務	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●		
15						○					管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●		
16						○					管理責任者	事務所PC	●	●	●	●	●		
17		○	○	○	○	○	○	○	○		○	"	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●
18	現状平面図					○				"	管理責任者	事務所キセビネット	●	●	●	●	●		
19						○					管理責任者	事務所PC	●	●	●	●	●		

個人情報データ書類調査票の作成例

平成24年度 第1回全国会長会議 開催報告

日時：第1日目 10月18日(木) 13時30分～17時30分、
第2日目 10月20日(土) 8時30分～11時00分
場所：札幌グランドホテル 2階「金枝の間」

本州の地では秋の到来を感じる頃ですが、一気に冬の到来を感じさせるやや肌寒い朝に全国から各会の会長が札幌の地に集結しました。平成24年度の第1回「全国会長会議」は、同じく札幌で開催される「第8回国際地籍シンポジウム」の日程をはさみ、10月18日木曜日の午後及び同月20日土曜日の午前という変則スケジュールで開催されました。



第1日目

日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)関根副会長から開会の辞があり、日調連竹内会長から挨拶及び会務報告がなされ、座長には札幌会の桑田会長が選出されました。その後、初めての取り組みである「分科会」形式を取り入れ、パーテーションを設置し4つのテーブルに分かれ、以下のテーマに沿った熱い議論が交わされました。



竹内会長



札幌会会長

主な議論のテーマは以下のとおりです。

第1分科会

- (1) 特定認証局の運営等について
- (2) 联合会館のあり方について
- (3) 登録事務における退会と業務廃止の取扱いについて



第1分科会

第2分科会

- (1) 広報事業の各会連携について
- (2) 土地家屋調査士試験の受験者数減少に係る対策について
- (3) WEB会議及びWEB研修の



第2分科会

活用等について

第3分科会

- (1) 報酬の低廉化と全国展開する土地家屋調査士法人及び公嘱協会の入札について
- (2) 使用人土地家屋調査士について
- (3) 公嘱業務の原則処理の考え方について



第3分科会

第4分科会

- (1) ADR認定土地家屋調査士の活用について



第4分科会

- (2) 特別研修の運営等について
- (3) 土地家屋調査士業務の拡大について

分科会からの議論結果の報告発表等については翌日となり、日調連の会務報告に関する質疑応答が行われ、第1日目は終了しました。

第2日目

早朝の8時20分に会議開始という、ややハードなスケジュールでしたが、前日の疲れも忘れさせる第1日目以上の熱い議論が交わされました。

分科会からの報告発表

第1日目に分科会形式で議論された内容について、それぞれ報告発表が行われました。特に目立った意見を抜粋して掲載します。

第1分科会

- ・ 認証局はベンダー方式の運営方法を積極的に検討すべきではないか。
- ・ 住民基本台帳カードへ土地家屋調査士資格情報の掲載の働きかけが必要。
- ・ 連合会の独自会館取得の是非と可能性

第2分科会

- ・ 会員の土地家屋調査士事務所の看板名称の統一についての提案
- ・ 土地家屋調査士試験受験者減少の対策について、果たして何が問題なのか。
- ・ 会員数の減少と受験者数の減少は別の問題である。
- ・ 受験者を増やす必要性和各会の

取組み(対策)

- ・ WEB会議の実施は経費削減になるが、現行方式では各事務所で行うものではなく、各会に向いて行うので、メリットは少ないのでは。

第3分科会

- ・ 近年多く見られる報酬の低廉化については、「(各会や支部への)会員の帰属意識の欠如」によるところが大きいと思われる。他業種の報酬体系と比較検討を行い、例えば宅建業界における手数料は大臣告知による上限価格等を取り入れていること等、検討を要する。
- ・ 全国展開する土地家屋調査士法人について、数県に亘って不動産登記法第14条地図作成作業を落札したとの情報があるが、平成23年度第1回全国会長会議で、土地家屋調査士業務は「基本的には地域のことは地域で行う」との連合会の考え方が示されたが、この考え方に背くことになるのではないかと。
- ・ 土地家屋調査士は、全国のどの地域でも業務を行うことができ、制限はないと考える。その落札によって、他に迷惑をかけた事実があるのか。条件が整っていればよいのではないかと。

第4分科会

- ・ ADR認定土地家屋調査士は日常業務及び相談業務で活用すべきである。
- ・ 弁護士との共同受任がネックになっているのではないかと。
- ・ ADRセンターは、開店休業状態である。
- ・ 相談件数は年々減少している。

出前相談も視野に入れるべきではないか。

- ・ 土地家屋調査士法第3条業務の拡大については、官公庁未登記建物の解消、狹隘道路の確定義務化、公共嘱託登記の環境整備、課税通知の利活用にヒントがあるのではないかと。
- ・ 土地家屋調査士法第3条業務外の業務拡大について、FRK書面へのアプローチ、不動産コンサルティング技能試験の受験資格取得、不動産登記規則第93条不動産調査報告書の重要事項説明書への活用等を検討すべきである。

意見交換

各分科会からの報告後、意見交換の場が設けられ、分科会の枠にとられない活発な意見が多く出されました。原点である全国会長会議のあり方や、取りまとめた報告について、以下のような意見が出されました。

- ・ 全国会長会議のあり方、進め方を明確にすべきである。
- ・ 分科会からの発表報告の使途、役立て方、今後どうするのがハッキリしない。
- ・ 分科会で取りまとめた意見を、連合会への要望とするのか。

本年度の第2回全国会長会議は、平成25年3月に行われます。今回議論されたテーマについては、一部持ち越しとなったようですが、より発展的な意見が交わされることになると考えられます。

最後に連合会の林副会長から、閉会の言葉があり、第1回全国会長会議は幕を閉じました。

第8回 国際地籍シンポジウム

はじめに

第8回国際地籍シンポジウムが平成24年10月19日(金)に札幌市中央区の札幌グランドホテルにおいて、国際地籍学会の主催、地籍問題研究会の共催で、日本土地家屋調査士会連合会が実施機関となり、メインテーマを「災害からの復興」と題して日本、韓国、台湾の3つの国と地域から研究者が参加して開催されました。

ウェルカムパーティー

シンポジウムの開催に先立ち、前日の18日に韓国、台湾、日本の役員と出席者をお招きし全国の土地家屋調査士会会長、連合会役員が参加して盛大にウェルカムパーティーが開催されました。

開会式

開催地の北海道知事の高橋はるみ様と、札幌法務局長の神尾衛様を来賓として、地籍問題研究会からは、幹事の清水湛様、村田博史様、小笠原希悦様、国際地籍学会の名誉会長の金相洙様、日本土地家屋調査士会連合会および国際地籍学会の名誉会長の松岡直武様をお迎えして開会式が行われました。

はじめに、日本土地家屋調査士会連合会副会長、第8回国際地籍シンポジウム実行委員長の関根一三の開会の挨拶と日本土地家屋調査士会連合会会長、国際地籍学会会長、竹内八十二の歓迎の挨拶がありました。

引き続き、韓国代表として大韓地籍公社事業理事の金泰勳様と、台湾代表として中華民国地籍測量学会理事長の盧鄂生様から挨拶がありました。

次に、来賓を代表して北海道知事の高橋はるみ様よりご祝辞を頂戴いたしました。

基調講演を行う元吉備国際大学教授、元JICA専門家の坂本勇様の紹介と、地籍問題研究会幹事、早稲田大学総長の鎌田薫様からの祝電の披露があり、開会式を終了いたしました。



基調講演

基調講演は、平成16年12月にインドネシア、アチェ州の津波で被災した土地台帳や原図等の救出と復旧の活動に貢献され、昨年(2011年)の東日本大震災におきましても、法務局の被災した登記簿等の救出と復興に従事なさいました、元吉備国際大学教授・元JICA専門家の坂本勇様が「津波災害後の、インドネシア(アチェ)と日本(東北)における土地権利の擁護と回復」と題して講演されました。



研究発表会

論文発表は、「災害復興に向けた地籍、政策、教育の推進」、「災害における地理空間情報の活用」、「災害に対する地籍測量と地図作成技術の革新」という3つのテーマで行われ、日本、韓国、台湾から6人ずつ18人の発表がありました。



田潤一郎より閉会の挨拶があり第8回国際地籍シンポジウムが閉会いたしました。

フェアウェルパーティー

フェアウェルパーティーでは、各代表団及び実行委員において、今回のシンポジウムの反省を交えながら、今後のシンポジウムについての意見交換などを行って懇親を深めました。

連合会広報部 岩瀬正知

研究発表の総括と閉会式

会場1の総括が、韓国の大韓地籍公社非常任理事の徐哲洙様、台湾の逢甲大學GIS研究センター主任の周天穎様、そして日本土地家屋調査士会連合会の竹内会長から行われました。

会場2の総括が、韓国の上明大学の金幸鐘様、台湾の台北大学の江渾欽様、日本土地家屋調査士会連合会の松岡名誉会長から行われました。

総括に引き続いて閉会式が行われ、今回開催の国際地籍学会会長竹内八十二から、次回開催予定の国際地籍学会、大韓民国代表団代表の金泰勳先生に第9回国際地籍シンポジウムを2014年に大韓民国で開催するようとの引継書が、台湾の中華民国地籍測量学会理事長の盧鄂生様立会い確認のもと手交されました。

最後に、日本土地家屋調査士会連合会副会長、第8回国際地籍シンポジウム実行委員会副委員長の岡



【基調講演】

津波災害後の、インドネシア(アチェ)と日本(東北)における土地権利の擁護と回復

元吉備国際大学教授・元JICA専門家
坂本 勇

巨大災害は今後も世界各地を襲うことから、災害後の復旧・復興に大きく影響する被災地での「土地権利の擁護と回復」につきまして、技術的な視点からインドネシア・アチェおよび日本・東北の事例につき報告させていただきます。

1 インドネシア・アチェおよび日本・東北の登記簿の復旧について

世界の災害史上2番目および4番目という巨大災害に遭遇後、被災者の土地権利を法的に擁護し回復していく裏付けとなる土地登記簿等が、インドネシアと日本の津波被災現場から所属機関職員により救出され、その後、専門技術集団によって復旧される事例がありました。アチェの事業につきましては、日本土地家屋調査士会連合会会報2010年4月号に、そして東北の事業につきましては、会報2011年9

月号に詳しい報告が載っておりますのでそれを参照してください。

作業対象となった分量的には、インドネシア・アチェの国土庁(BPN/National Land Agency)の場合は6,565点(濡れた重量でおおよそ16トン)、東北の2つの法務局の場合、合計で4,543点。作業完了までに要した期間は、アチェでは2年8か月。東北では6か月であった。これは、東北ではアチェの経験が技術的に生かされたことと、奈良の民間会社に作業に適した大型の冷凍庫と真空凍結乾燥機があり、効率的な乾燥作業を行える環境がすでに整っていたことが大きい。津波被害を受けた登記簿などの簿冊はアチェでは約97%、東北では約99%という非常に高い割合で、元に近い形で復旧が完了した。復旧対象がデジタル媒体と異なり紙媒体であったことから、比較的良好に復旧が完了した。事業費としては、アチェの場合、真空凍結乾燥機を日本から輸送し、作業期間を要したことなどから費用がかさみ3億円ほどを要したようですが、東北では、補正予算での対応となり2つの県の合計で1,950万円ほどであったと聞きます。

今後の、災害が増えていく情勢から、a) 災害発生直後に投入できる「バイタル・レコード(業務遂行必須文書・データ類)の救出・復旧用の災害対策費」を積み立てておくこと、b) Belfor(日本では東京日動海上火災の合弁会社)など、世界規模で展開する災害復旧支援会社の活用をBCP(事業継続計画)の中に組み込んで効率化を図ること、などが求められます。

2 東日本大震災で被災したデジタル媒体の救出と保全について

2011年に起こった東日本大震災は、1995年に発生した阪神淡路大震災当時と大きく異なり、IT情報化社会に移行した時期の災害でした。だが、奇妙なことに、旧来からのアナログ媒体である被災した写真アルバム、ランドセル、位牌などに関心が向き、解体作業時においても、環境省の3月25日付の通達「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」に象徴されるように、「旧来のアナログ媒体」の救出・保全活動が被災地全域で繰り

広げられました。これらの救出・保全活動により「思い出の品々」「地域の文化遺産」「記録文書」などが助けられ、感謝されている話が数多く報道されたこともお聞き及びの通りです。

一方、旧来のアナログ媒体に関心が高まった反面、電子政府やIT情報化の進んだ2011年においてデジタル媒体(コンピュータのハードディスク、サーバ、USBやDVDなどの各種記録装置など)に関心が向かず、多大なデジタル記録情報が失われる結果となりました。

耐久性のある紙媒体と比べ脆弱性が指摘されるデジタル媒体の場合、津波などで水没すると3週間ほどで8割程度が復旧困難になるとされます。また、パソコンやデータが使えるか確認しようとされる場合が多いと思いますが、一旦水没したパソコンの電源を絶対に入れてはならず、助けるためには、海水を被った心臓部のハードディスクなどを真水で手早く洗浄し、濡れタオルでくるんだ状態で信頼できるデータ復旧専門会社に迅速に持ち込むことが推奨されています。

災害から11日目の3月22日から宮城県、岩手県の被災地を見て廻り、各所で目にした光景と、仙台で被災デジタル媒体の復旧活動に従事していた「東北地方太平洋沖地震緊急データ復旧センター」からの情報を総合すると、IT時代が本格化してきた矢先の日本で、「デジタル・ジェノサイド(Digital Genocide)」と呼びうる惨事が東北の被災地で繰り広げられたことに暗澹たる思いでした。この1年半、動静を見極めるため秘匿してきましたが展開がさほどみられないことから、今後の検証のために初めて公開するものです。当時の片山総務大臣事務所に後援会の方を通じ、4月14日付で迅速な被災デジタル媒体の救済策を講じることの重要性を訴えるメールが届けられ、大阪選出の民主党国会議員らにも同様のメールが届けられましたが何のリアクションもなく、折しも来日が決まっていたクリントン国務長官への「日本での被災デジタル媒体を救助する支援専門技術者及び機材の提供」を求める手紙の発出が、総務大臣らへの働きかけと同時並行的にアメリカ国務省(東京のアメリカ大使館含む)に向けて行われましたが、日本側の公式・非公式での該当する支援要請が一切発信されなかったことから、経験豊かで進

んだ技術を持つアメリカ側による被災デジタル媒体の救助活動は始まりませんでした。

現在および将来における災害時のデジタル媒体の救出・保全スキルを磨き、蓄積する貴重な機会を失うことであり、惜しまれました。

3 インドネシア・アチェの津波被災地での回復事業

1) 津波被災した土地登記簿等の簿冊救出・復旧事業

冒頭で紹介したように、2004年12月26日の巨大津波発生数日後に、BPN本庁の指示と支援で、被災事務所の津波を被った簿冊、地図類の救出が、腰くらいまで水があるところで始まった。

この事業は、講演者の1月下旬のボランティアな被災地調査により救出復旧の緊急性が報告され、その後JICA、日本政府の支援で16トンが救出。ジャカルタの水産倉庫で-40℃で凍結された。2005年10月下旬に、日本から搬送され国立公文書館(ANRI)に設置された大型真空凍結乾燥機(Vacuum Freeze Dry Chamber)が稼働し、凍結した被災簿冊を約100冊ずつ24時間操業で乾燥を行った。乾燥作業は2007年6月にすべて完了し、泥・カビのクリーニング後16トンの簿冊の約97%が元のように再使用可能となった。現在も、原簿冊は2011年12月29日に高台移転したバンダアチェ市BPN事務所において活用されている。

2) RALAS (Reconstruction of Aceh Land Administration System) 事業

津波被災簿冊の乾燥・クリーニング作業の準備と実施に時間を要することが判明し、インドネシア政府は、RALAS事業を計画し、2005年7月1日～2008年12月31日の期間実施した。この事業は大統領命令で、被災地全域において新規にGPS Geodetik、GNSS CORSを用いた測量を実施し、村長などの同意を得た境界データに基づき、地域内の全土地所有者に土地証明書を発行するものであった。

しかし、この結果a)津波により土地証明書を

紛失しなかった土地所有者は、2通の土地証明書を所持することとなり、銀行からの借入等で不正が行われる事例が生じた。b)後日になって、土地所有者本人あるいは親族からの不服申請が多数なされる事態となった。c)また、不満を有する人々のデモが数百人単位でBPN事務所に押し掛けた。このような事態を受けて、次の「調整事業」が計画され実施された。

3) 調整事業

この作業のためにBPNのNational verification teamがAceh Busarに2チーム、Banda Aceh Kotaに2チーム派遣され、不服申請のあった土地につき、土地所有当事者、村長らから説明を求め、その上で境界の修正、土地権利継承者全員の名前の記載を講じ、修正した土地証明書の再発行と以前の証明書の回収を行った。(再調整の費用は、国が全額負担した。)

4) PRONA (Proyek Nasional Agraria) 事業

国家予算を用い、上記3)の事業費用の支出、および津波被災以外の土地登記費用の用意できない貧困層に対し、登記費用を負担する事業を2010年から開始。

5) LARASITA (Layanan Rakyat untuk Sertipicasi Tanah) 事業

BPN事務所から遠く離れた場所の人々に、土地の登記申請が行いやすいように巡回車を全国隅々に走らせ、登記申請率を高める事業で、現在も継続されている。

6) KKP (Komputerisasi Kantor Pertanahan) 事業

国土全体の土地図情報をデジタル情報で一元的に管理し、容易に全国各所からアクセスできることを目的に推進中の事業。ナングロアチェ州では、変換率50%程度とのこと。

4 今後への提言

一般的に、災害発生前に可能な準備と体制を整え、災害発生直後に適切で迅速な対応を執ることが、混

乱を回避し、スピーディーな復旧、復興に寄与する。

巨大津波災害や庁舎火災などを経験してきたインドネシア国土庁では、2007年制定の法律24号「災害対策法」の第3章6項で必須文書の救出責任などを明文化したが、2010年2月に新たな国土庁BPN自体の災害時の対応を規定した法令を制定した。一般的な災害マニュアル等では実効性に欠けるとし、国内全域を均質に対象とできるように制定に至ったもので「災害対応および被災地域における土地財産上の国民の権利の回復に関する国土庁長官令」2010年第6号と邦訳されるものだ。津波だけでなく火災、洪水、地震、噴火など予想される災害後の対応を具体的に規定している。

津波災害から5年余の歳月を経て、目先の対応にとどまらず、将来に向けた組織的な対応策を法令の制定により新たに踏み出していったインドネシア国土庁。同じく津波災害で被災した土地登記簿の救出・復旧経験を有する日本の法務省の今後の対応が注目される。

被災地における「土地」の権利問題解決は、被災者の法的権利を擁護し、暮らしを速やかに回復していく一助となるべき役割を担っている。

去る9月の最後の週に、岩手、宮城の被災地数か所を訪ねる機会があった。現地では、岩手県土地家屋調査士会の菅原会長、宮城県土地家屋調査士会の鈴木会長のお世話になり現状を聞き、去来する思いがあった。殊に、東北を廻った1か月前にインドネシア・アチェ州の被災地を5年ぶりに訪ねた情景と重なり、彼我を比べることとなった。

東北の被災地を訪ね、最も心を痛めたことは、復旧・復興プロセスの遅さだった。アチェ州の被災地では、復興に際し作成されたブループリントの中で、津波に襲われた地域では海岸から5キロを緩衝地帯として居住建物建設禁止とすることが示されたが、海と暮らしてきた漁民らは海から遠くなる高台移転を嫌がり、なし崩し的に海岸沿いにモスクを建て、コミュニティを再建していった。もちろん、津波で土地・建物を失った被災者は、代替地として行政が用意した高台に集団移転していかざるを得なかった。

今回、州都バンダアチェ市から西海岸沿いに津波

被害の甚大であったムラボー市まで往復600キロをレンタカーで走ったが、惨状を呈した津波の爪痕やテント村は片づけられ、再建されたモスクや住居群、そして海岸線沿いに見事に茂ったCemaraのグリーンベルトが連なっていた。ムラボーを訪ねた翌日、津波が2階まで来たというロンガLhoknga海岸を訪ねたが、美しい別荘や庭が見事に回復しており、また、きれいな海の見える砂浜を歩いていると、復興途上にあり仕事の少ない若者らが親しく声をかけてきて、「キレイだ、また来たい」という気持ちにする何かがあった。何か、自分たちの国土を黙々と守っている「守り人」を見ているような畏敬の念を感じた。トラウマをひきずる恐ろしい津波に遭遇しながらも、「恵み豊かな海から離れ高台に暮らすことなどできない。」と答える漁民や住民たちの活気あふれる表情を見ていると、東北の高台集団移転が遅々として進まず、明日への希望を見出し得なくなっていく被災者たちの曇った表情が、いっそう深刻に見えた。

災害復旧、復興は、平常時の日常業務に加えて作業が発生する「余分な仕事」という側面がある。しかし、過酷であるが、その余分な仕事から学ぶこと、新しく生まれる創造的な要素も必ずある。いまだ、先行きの不透明感漂う東日本被災地であるが、インドネシア・アチェの常夏の地域の復旧・復興の先例から教えられ、示唆されることもあるはずだ。

この国際地籍シンポジウムに集われた専門家の方々、東日本大震災被災地への継続的な支援を、今後とも惜しまれないことを祈念するものです。

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

11月16日
～12月15日

11月19日

第8回土地家屋調査士特別研修 開講式収録

志野副会長、中塚特別研修運営委員長出席
開校式の会長挨拶の録画撮りを行う。

自由民主党副総裁・高村正彦衆議院議員来館応対 竹谷専務理事同席

12月16日の衆議院議員総選挙に対するの対応を行う。

21日

第9回正副会長会議

各副会長、専務理事、加賀谷総務部長出席
＜議題＞

- 1 平成24年度第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

21日～22日

第5回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席
＜審議事項＞

- 1 連合会役員選任規則第2条の規定に基づく選任する役員の数について
- 2 平成25年度土地家屋調査士新人研修について

＜協議事項＞

- 1 使用人土地家屋調査士に関する現状と問題点について
- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程及び土地家屋調査士会則モデルの一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士執務規程(案)及び調査・測量実施要領改訂版(案)について
- 4 各種委員会委員等の報償費基準の新設(案)について
- 5 有限会社桐栄サービス取締役(常勤役員)の職に関する確認書(案)について
- 6 各法務局作成の実地調査要領の収集及び調

査報告書の収集(案)について

- 7 不動産登記規則第93条不動産調査報告書改訂(案)について
- 8 国又は地方公共団体の所有する未登記建物の調査及び建築基準法第42条第2項道路の取扱いの調査について
- 9 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 10 研修ライブラリの改修方針について
- 11 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について
- 12 土地家屋調査士会等と地方公共団体等における災害時の協定に関する情報の取りまとめについて
- 13 登記所備付地図作成作業に係る解説書の作業項目に沿った積算基準について
- 14 平成25年度各部等事業計画(案)について

26日

西本山口会長との意見交換

山口地方法務局長への表敬訪問

竹谷専務理事同席

27日

寺尾広島会長との意見交換

広島法務局長への表敬訪問

竹谷専務理事同席

かねてからの要請もあり、土地家屋調査士会と各法務局との円滑な登記行政について話し合いを行う。

28日

塩崎恭久議員を励ます会

愛媛会において、愛媛県司法書士会・愛媛県土地家屋調査士会との合同勉強会に出席。後段で地元塩崎恭久議員から混迷している政治状況の説明を伺う。

29日

三者連絡会(日調連・日公連・日司連)

各副会長、専務理事同席

定例の三者連絡会を、法曹会館にて行った。それぞれの会長の挨拶の後、各会の現状報告及び要望等、また意見交換を行った。

12月6日

世耕弘成議員「参議院議員世耕弘成政経セミナー」

世耕議員は、土地家屋調査士の議員連盟の事務局長で平素からお世話になっている。当日のセミナーは政治状況全般に亘っての講演を拝聴した。

第1回登録審査会

民事第二課長、松尾・坂巻・加賀谷各委員、関根副会長、竹谷専務理事出席

7日

近畿ブロック協議会 各会長との意見交換会

土地家屋調査士の将来について意見交換を行った。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年11月1日付
神奈川 2937 浅川 泰雄 栃木 903 阿部 和彦
静岡 1736 鏑 友範 大阪 3171 奥田 祐次
京都 848 宮本 智司 京都 849 人見 晃平
兵庫 2407 岸本 有宏 和歌山 424 榎 雅弘
岐阜 1242 三輪 政康 広島 1837 大石 克己
福岡 2209 宇都宮一則 熊本 1181 後藤 隆一
宮崎 784 岩永 正一
平成24年11月12日付
神奈川 2939 荒井 満 福岡 2210 田中 義彦
平成24年11月20日付
大阪 3172 和田 匡広 広島 1838 石垣 治彦
福島 1462 西坂 直人

登録取消し者は次のとおりです。

平成24年 7月30日付 千葉 1603 菅野 忠雄
平成24年 9月 2日付 京都 495 石浦 紀
平成24年 9月 9日付 愛知 1474 安藤 儒吾
平成24年10月 2日付 岐阜 695 若園 重雄
平成24年10月 6日付 静岡 1170 増田 昭男
平成24年10月12日付 山形 1068 會田 忠三
平成24年10月14日付 福岡 1061 藤田 勉
平成24年10月15日付 岡山 1159 佐藤 一成
平成24年10月16日付 滋賀 331 細木 善典
平成24年10月25日付 岐阜 119 三輪 功
平成24年10月28日付 新潟 1858 長谷部幸正
平成24年10月31日付 新潟 1507 高橋 松雄
平成24年11月 5日付 長野 1975 大島 一郎
平成24年11月 1日付
埼玉 2056 齊藤 幸雄 大阪 3011 山本 泰光

愛知	2084	平木 俊二	愛知	2171	山下 實
三重	513	村木 禧夫	広島	1148	大西 義克
平成24年11月12日付					
東京	6200	植木 英二	茨城	461	小沼 哲夫
茨城	1280	櫻井 昭男	静岡	288	飯田 嘉男
静岡	1181	山田俊太郎	大阪	1903	株本 季信
大阪	3169	久保 堅司	滋賀	219	川瀬 重次
岡山	924	高原 忠	鹿児島	361	神田 タツ
宮城	708	白井 章	宮城	976	平山 秀一
平成24年11月20日付					
東京	5942	岩崎 弘恭	栃木	860	増山 智男
長野	1964	堀内 敏紀	広島	1091	石井康太郎

**ADR 認定土地家屋調査士登録者は
次のとおりです。**

平成24年11月 1日付

東京	5183	小林 庄次	東京	7061	山本 憲一
東京	7526	細井 斉明	東京	7601	土屋 知人
東京	7608	田中 尋崇	東京	7615	畔上 孝夫
東京	7646	満嶋 康文	東京	7650	飯田 裕
東京	7684	関 京子	神奈川	2424	本橋 幸司
埼玉	2491	米山 剛	千葉	2054	坂本 晋介
千葉	2093	千葉 洋志	千葉	2099	矢野 秀典
千葉	2101	金子 裕二	千葉	2103	豊田 武文
茨城	975	船橋 繁雄	茨城	1327	吉田 貴洋
茨城	1400	大井 峻志	茨城	1413	稲葉 功
茨城	1427	齋藤 栄幹	栃木	806	金田 朋久
栃木	866	布施 智宏	栃木	899	永田 智也
栃木	900	佐藤 英樹	静岡	1682	小林 信尋
静岡	1707	小林 賢介	山梨	384	中澤 善一
長野	2557	青木 俊憲	長野	2566	伊藤 淳雄
新潟	1880	小田島正直	新潟	1914	室山 敏雄
新潟	2033	佐藤 真	新潟	2091	岩野 正則
新潟	2168	池田 正宏	新潟	2175	池田 和弘
新潟	2176	中村 有喜	新潟	2177	櫻井 文人
大阪	2850	正井 利明	大阪	2993	勝谷 成敦
大阪	3120	藤川 靖夫	大阪	3131	藤本 雅也
奈良	416	鍵 竜二	奈良	417	湯田 克己
奈良	419	奥村 昌子	和歌山	417	貴志 真士
三重	748	谷水 一光	三重	752	中島 万琴
三重	761	諸戸 誠	三重	764	中西 輝男
三重	867	高柳 昇	三重	869	小林 弘仁
富山	483	細川 直寛	富山	499	石山 努

広島	1705	金森 欽也	広島	1806	中井 秀城
広島	1813	宮崎 重昭	広島	1823	田丸 公士
広島	1826	宮崎 宏子	広島	1830	須山 弘司
島根	350	山本 武司	島根	491	柿木 尚
島根	493	小村 達大	佐賀	536	山本 貴司
佐賀	540	松本 丈弥	大分	707	島田 周治
大分	794	羽野 福美	大分	800	河室 京治
大分	806	清松 久志	大分	812	鈴木 雅樹
大分	813	亀井 孝士	大分	815	衛藤 正行
熊本	1161	須頭 健二	熊本	1176	岡山 悌幸
鹿児島	1030	園島 将一	宮城	893	遠藤 秀司
宮城	925	茂木 郁夫	宮城	991	芹沢 佳人
宮城	994	菅澤 徹郎	宮城	996	佐藤 誠
山形	1218	荒木 友博	山形	1219	樋口 泰栄
山形	1220	高木 淳子	山形	1222	高梨 富
青森	752	三上 大介	函館	157	辰己 伸次
香川	642	久保 政雄	香川	693	吉村 拓志
平成24年11月12日付					
東京	7409	久田 浩司	東京	7683	木塚 和人
神奈川	2888	佐藤 直樹	神奈川	2896	原田 善之
茨城	1416	鈴木 大輔	栃木	831	高橋 直
静岡	1648	藤間 弘敏	静岡	1719	大西 伸治
長野	2554	蓑輪 智矢	新潟	1968	渡邊 孝
大阪	3148	長谷川裕紀	大阪	3151	平尾 正
京都	430	盛田 吉人	京都	526	横山 英世
京都	682	出野 洋司	京都	773	今井 貴之
京都	820	西田 英司	三重	664	小菅 祥宏
石川	643	中島 茂雄	石川	644	森 尊史
石川	645	濱詰久美子	広島	1651	片山 丈泰
広島	1760	石井 茂樹	広島	1775	森末耕太郎
広島	1828	籾 義晶	広島	1831	仲西 功
広島	1832	諸岡 仁志	広島	1833	萩原 孝敏
佐賀	512	川原 信友	佐賀	535	北村 潤一
佐賀	544	庄野 忠昭	熊本	1175	竹内 明史
札幌	1154	坂井 宗徳			
平成24年11月20日付					
神奈川	2916	二宮 竹弘	埼玉	2268	國田 信夫
長野	2560	原 洋紀	兵庫	2332	江口 琢磨
兵庫	2361	中山 敬一	兵庫	2389	西村 隆幸
兵庫	2390	小野 敏国	広島	1308	河野 茂
福岡	2195	山川 慎哉	長崎	769	池田 公成
長崎	770	小川 寛	秋田	1019	筒井 裕之
青森	754	新谷 智央	愛媛	832	古坂 直巳

秋田会

「小西号が首都高速を走る！」

広報部長 金子 茂



『あきた』第141号

6月の初旬頃、二ツ井町の仕事を受託した私であったがGPS機材を所有していないため、現場から1番近い大館能代支部の小西浄二さんに電子基準点からのGPS測量を依頼することになり、現場近くのコンビニで小西さんと待ち合わせをすることにした。

小西号(勝ってに命名)を最初に見た私の印象は「ウワ～この車、どうなってるの!。」であった。あまりのインパクトに仕事の打ち合わせも上の空の自分であり、二ツ井町から秋田市への帰路「ウ～んさっきのあの車は、いったい何だったのだろうか?」とネッシーかつチノコに遭遇したような気持ちであった。だが、よくよく考えてみると、小西号はネッシーかつチノコなどのUMAに準ずるものではなく、事実上存在するものであり、調査士業務をアピールするための広報グッズ・宣伝グッズとしても有効かつ貴重なものではなかろうか。

小西号を秋田会の会員の皆様方に知って頂くことは、ひょっとしたら重要な事であり、大館能代支部の皆様方は知っているかもしれないが、県中央・県南の会員の方々は知らない人もいるのではないかと。これは広報部長の自分の重要な責務でないかと妙な使命感に

駆られて、「よっしゃこの際、会報に掲載したらどうだろうか」と思い始めた。オーナーの小西さんに、インパクトがある小西号を会報に掲載したいと申し出たところ、快いご返事を頂きましたので、この度早速インタビューと写真撮影を申込み事務所に伺い致しました。小西さんは以前、本誌第121号の「おじゃましたしま～す」のコーナーで事務所の紹介がされておりましたが、今回は、前回よりも一層パワーアップした小西さんの特集であります。

インタビュー

金子 この小西号は初代なのでしょうか?

小西 三代目ですな。

金子 小西号を思い付いたヒントは?

小西 プロレス興行の宣伝カーからヒントを得たのです。自分は大のプロレスファンです。プロレスの興行を地元で行う場合に、前もって宣伝カーが街中を走りスピーカーで「来る何月何日にジャイアント馬場とブッチャーのタイトルマッチが市立体育館で行われます。」と街中を走りながら宣伝するでしょう。

それからヒントを得たのです。デザインは興行でプロレスラーが乗車するバスを参考にしていますな。要はお客様にでもらって業務を直感的に理解してもらうためのツールですな。

金子 小西号のリアガラスの星座群とブタのデザインの意味するものは?

小西 星座群についてはGPS測量をイメージし、中央のブタは私のキャラクターそのものですな。開業する時に前の事務所の看板のデザインを依頼した看板屋さんが私のキャラクターをイメージしたらブタになってしまったのです。ちなみに夜光塗料で描いているので、夜間は発光致しますな。なかなかファンタジックでしょう。(笑)

金子 星座群の下の歴史からの見識、法からの見識、宇宙からの見識の意味は?

小西 歴史からは、明治時代からの境界の歴史・慣習に精通し、法からは、不動産登記法を理解し、宇宙からはGPS測量を駆使すること意味しております。

金子 小西さん、まさかあなた、小西号で休日にホームセンターやドラッグストアに買物に行ったりはしないでしょう?(小西

号はあくまでも業務用車・業務内容宣伝車に特化した車であり、休日はプライベート用の車で小西さんは過ごしているであろうと、私の勝手な考えからくる質問であった。実は本日のメインイベントの質問であったのだ。

小西 え～や今は、業務用もプライベート用の車も同じだすな。休日もホームセンターにこの車で買物に行くすな。この車でももちろん、東京まで行って首都高も走るんだすよ。新宿の高層ビル群の間をこの車で疾走するんだすな。壮快だすな。

金子 う～ん！（イナバウアー状態に固まる私であった。）

この後、小西会員のユニークな仕事観、職業観について聞かせてもらった。調査士の業界とプロレス業界は関係していること。

なぜなら土地家屋調査士業界はプロレス業界とほぼ同時に発展したきた歴史(土地家屋調査士制度は昭和25年7月に設立された。力道山が二所部屋を廃業しプロレスラーに転身したのが昭和25年9月)があり、プロレスを復興させることは調査士業界の再生と関連があること。

紙面のスペースの関連上、小西会員の持論は、今回は全て掲載しかねるが斬新そのものであり、身を乗り出さずにいられない濃い内容であったのである。「プロレス

心なくして調査士業務もない。」とか「境界立会は、関係者が思い出に残るくらい、楽しく。」など、小西会員は今まで聞いた事もないような持論を展開していくのである。実は小西さんも私も大のプロレスファンである。小西さんと私がお話をするとうまく止まらなくなってしまうのだ(笑)。

今日のインタビューは小西号が特集だったはずだが、良い意味で話があちこちに飛ぶし、話のスケールがドンドン大きくなっていくのだ。気がついたら、あっという間に2時間近くが経ってしまいました。業務の貴重な時間を今回のインタビューに協力して頂いた小西さんに感謝致します。

30秒も見てみると異次元空間に引き込まれクラクラと目眩がしてくるのは気のせいであろうか？夜になるとピカピカと発光するのだそう。中央のブタは小西さんのイメージとのこと。



川を背景にした小西号だ。入場テーマ曲としてエルガーの「威風堂々」が似合いそうだ。



営業内容ではなくて営業品目とは！（表現ひとつとっても斬新ではないか。）



ジャイアント馬場の32文人間ロケット砲を連想させる豪快なポール入れだ。最初自分はバズーカ砲を搭載しているのかと思った。



見る者に多大なインパクトを与えすぎる小西さんの似顔絵が両サイドドアに描かれている。トラウマさえ与えかねないかもしれない。



会 務 日 誌

11月16日～12月15日

11月
21日

第9回正副会長会議

<議題>

- 1 平成24年度第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

21日～22日

第5回常任理事会

<審議事項>

- 1 連合会役員選任規則第2条の規定に基づく選任する役員の数について

- 2 平成25年度土地家屋調査士新人研修について
- <協議事項>

- 1 使用人土地家屋調査士に関する現状と問題点について
- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程及び土地家屋調査士会則モデルの一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士執務規程(案)及び調査・測量実施要領改訂版(案)について
- 4 各種委員会委員等の報償費基準の新設(案)について

- 5 有限会社桐栄サービス取締役(常勤役員)の職に関する確認書(案)について
- 6 各法務局作成の实地調査要領の収集及び調査報告書の収集(案)について
- 7 不動産登記規則第93条不動産調査報告書改訂(案)について
- 8 国又は地方公共団体の所有する未登記建物の調査及び建築基準法第42条第2項道路の取扱いの調査について
- 9 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 10 研修ライブラリの改修方針について
- 11 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について
- 12 土地家屋調査士会等と地方公共団体等における災害時の協定に関する情報の取りまとめについて
- 13 登記所備付地図作成作業に係る解説書の作業項目に沿った積算基準について
- 14 平成25年度各部等事業計画(案)について

22日

第3回特別研修運営委員会

<協議議題>

- 1 第8回土地家屋調査士特別研修の法務大臣への指定申請書について
- 2 第8回土地家屋調査士特別研修の受講者募集状況について
- 3 第7回土地家屋調査士特別研修の決算について
- 4 平成25年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
- 5 第9回土地家屋調査士特別研修について

27日

第5回業務受託環境整備PT会議(電子会議)

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士法人等が受託した業務に係る現地調査と情報収集について
- 2 平成25年度活動方針について

29日～30日

第6回総務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 2 東北地方太平洋沖地震災害復興支援対策に関する規則の一部改正(案)について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会災害・危機管理対策マニュアルの作成について
- 5 土地家屋調査士の懲戒処分に関する新たな方策(案)への対応について
- 6 平成24年度全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会からの要望事項の対応について
- 7 平成25年賀詞交歓会の運営等について
- 8 各部等から総務部への確認依頼の対応について
- 9 平成25年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

12月

6日～7日

第4回財務部会

<議題>

- 1 平成24年度財務部事業計画の執行状況について
- 2 平成25年度財務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 3 平成25年度事業費予算(案)の策定方針について
- 4 専門事業者賠償責任保険の平成25年度における方向性について

- 5 平成25年度親睦事業について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の運用状況の確認について
- 7 各土地家屋調査士会の財政状況の調査について

7日

第3回研究テーマ「情報公開」会議

<協議議題>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「情報公開システムの研究の第一段階としての基盤情報の整理」について
- 2 研究報告のとりまとめについて
- 3 業務情報公開システムについて

11日

第4回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 東日本大震災報告会及び倒壊建物調査等作業の取材について
- 3 各広報員からの報告
- 4 1月号の編集状況について
- 5 2月号から4月号の掲載記事について
- 6 平成25年度の表紙の色について

第6回地図対策室(電子会議)

<協議事項>

- 1 平成25年度の地図対策室の事業方針について
- 2 登記所備付地図作成作業に係る解説書の作業項目に沿った積算基準について

12日～13日

第3回特定認証局運営委員会

<審議事項>

- 1 日調連特定認証局規程等の承認について

<協議議題>

- 1 鍵更新及び暗号アルゴリズム移行に関する対応について
- 2 平成25年度の事業計画(案)及び予算(案)について
- 3 諸規程の改正について

13日

第2回業務統計等検討委員会

<協議議題>

- 1 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」の実施について
- 2 調査票及び設問内容の修正について
- 3 WEB調査及び郵送調査について
- 4 実施期間について
- 5 調査実施の告知方法について

我が会の会員自慢

VOL. 12

広島会

『技能公募予備自衛官訓練記』

広島県土地家屋調査士会 東広島支部 亀井 謙一郎

今回の「我が会の会員自慢」は、広島会から発信します。

執筆者である亀井謙一郎会員は平成21年の登録・入会ではありますが、寄稿されているような「技能公募予備自衛官」であったとは、驚いているというのが正直なところです。

自衛隊については、まさに「国民の生命と財産を守る」という使命から、東日本大震災においては人命救助、災害復旧・復興に組織を挙げて全力で取り組まれたところです。

このような中、「ヘー、こんなことがあるのか」という私たちの知らなかった、技能公募予備自衛官として必要な訓練を受けた体験談が紹介されています。

是非、一読ください。

広島県土地家屋調査士会 広報部長 高尾 良平

皆さんは、私たちが測量士・測量士補・建築士などの資格を持っていれば、予備自衛官になれることをご存知でしょうか。正式には「技能公募予備自衛官」といいます。医療・語学・建設等に係わる資格を有する技術者を対象とする予備自衛官制度で、平成14年度から採用されました。目的は「有事の際の後方支援強化と、民間の優れた専門技術を有効活用する。」ことです。

私がこの技能公募予備自衛官を志願した理由は、「わが国の平和と独立、国民の生命と財産を守る。」という使命感が少々、本音は「予備自衛官になったら銃が撃てる。」という不純な動機からです。

技能公募予備自衛官になるためには、身体検査、筆記・面接試験に合格した後、滋賀県大津市にある教育隊で計10日間の訓練を受けなければなりません。ここでは、基本教練・射撃・職種訓練等、自衛官の基本を習得します。40歳を過ぎて、難解な自衛隊用語と規則に四苦八苦しながらの訓練は、肉体的苦痛より精神的苦痛の方が多かったように思います。この訓練終了後、技能公募予備自衛官として正式採用され、資格に応じて階級が与えられます。私は2級建築士なので「2等陸曹」です。

技能公募予備自衛官になると年5日間の訓練が義務付けられ、指定された陸上自衛隊の駐屯地で訓練を受けます。私は毎年、陸上自衛隊海田市駐屯地(所

在地：広島県安芸郡海田町)で訓練を受けているので、その様子を簡単にご紹介しましょう。

訓練内容は大体次のとおりです。健康診断、精神教育、武器手入れ、職種訓練、射撃検定、体力測定等です。今回は職種訓練の代わりに戦闘訓練がありました。



筆者が訓練を受けた陸上自衛隊海田市駐屯地

まず、健康診断の後、中隊長から精神教育を受けます。自衛官としての心構え、自衛隊の活動状況、わが国がおかれている国際情勢等、民間人では知り得ない内容で、とても興味深い講義です。

続いて武器の手入れです。射撃検定で使うライフル(「64式小銃」といいます。)をバラバラに分解して油で拭き、また組立てます。「当たってくれよ。」と祈りながら丁寧に作業します。が、結果が比例しないのが射撃の難しいところです。

今回、初めての戦闘訓練は「前衛分隊の行動訓練」といって、簡単に言えば分隊が偵察しながら前進する訓練といったところでしょうか。コンバットに出てくるワンシーンをご想像ください。これが結構キツイ。周囲を警戒しながら少しずつ前進するのですが、爆弾(もちろん音だけ)が落ちてきて、一目散に逃げたり、敵が攻撃してきて、銃撃戦(これももちろん空砲)になったり、たった1キロ歩くだけでヘトヘトになりました。現役の自衛官は、これをフル装備で延々とやるそうですから、恐るべき体力と精神力です。

いよいよ訓練のメインである射撃検定には、今回特別な思いで臨みました。というのも、今まで1回



射撃検定(一番手前が筆者「まったく当たる気配がない。」)

も検定に合格していないからです。標的は200m先の人間の上半身を模したものですから、なかなか当たったものではありません(自分ではゴルゴ13になりきっているのですが…)。コンクリート造りの射撃場の中は、ムツとする暑さと実弾使用の緊張感とで、独特の雰囲気です。指揮官の命令に従い射座に付き、姿勢点検、点検射、照準調整と一連の準備が終われば、いよいよ検定開始です。最初は銃の保持・照準・呼吸・リズムに気をつけながら撃とうと思っているのですが、「ドーン」と1発撃ったらもう頭の中は真っ白。終わった時は汗はダクダク、息はゼイゼイです。今回は日ごろのイメージトレーニングの成果か、単なるまぐれか、念願の初級検定合格でした。

こんな感じであつという間に5日間の訓練は終わり、また来年の再会を戦友(?)と誓って家路につきました。

わが国の平和と独立、国民の生命・財産を守りたい方、そして、なにより銃を撃てみたい方、今からでも遅くありません。技能公募予備自衛官になってみませんか。「人生が変わる。」、かもしれませんよ!

採点表		2012年 5月19日 9時34分	
部隊名 :	射撃手番号 : 006	射撃手名 : 1G6R	
習合番号 : 手動A的	射撃距離 : 200m	射撃姿勢 : 伏 射	
天候 : 晴れ	風速 : 0m	風向 :	気温 : 20.9℃
			標的番号 : 6
		発射順序	得点
		1	3
		2	3
		3	4
		4	4
		5	4
		6	
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	
		13	
		14	
		15	
		総得点	18

射撃検定の「採点表」の一例

高知会 『感動を求めて』

高知県土地家屋調査士会 小川 龍明

高知会がご紹介いたしますのは小川龍明会員です。現在、高知会の理事として活躍をされております。本誌2012年1月号No.660の表紙を飾るなど、日本土地家屋調査士会連合会の写真コンクールで入選される腕前の持ち主である小川龍明会員とカメラとの出会いなどについて書いていただきました。

高知県土地家屋調査士会 広報部長 山崎 亮介

写真を始める

中学校1年生(40年前)の時に家(農業)の手伝いを

して、やっと買ってもらったキヤノンFTb+50mm(今も現役)で写真の世界へ入っていきました。

嬉しくて毎日触り、チョコチョコ写真を撮って

ました。当時、部室には暗室がありましたが、自宅にも欲しくなり、これまた家の手伝いをして暗室セットを購入してもらいました。中学校の先生と父と私で暗室をセッティングしました。(先生ありがとう。)

暗室で、フィルム現像、プリント作業をしていますと時間の感覚がわからず、翌日学校にもかかわらず朝2時、3時もしばしば…。先生ゴメンなさい。

桜編

毎年、桜の季節になると中毒のように桜の写真を撮りたくなります。桜の満開のピークは1日～2日なので高知県内の場合はロケハン(下見)を必ずします。

高知県の有名な桜は、ひょうたん桜と中越家のしだれ桜ですね。四国外からもカメラマンが来てくれる1本桜です。

毎年、撮影に行つて他のカメラマンとは違った写真を狙うのですが、満足な写真が撮れていません。満足な写真が撮れていないことが良い方向に私を導いてくれます。というのは、満足してしまうと写真はそこで終わってしまうからです。桜の表情は毎年違うのです。

ひょうたん桜は、雨あがりの朝、日中の青空、夕方の空がブルーの時間帯がねらい目です。是非、高知のひょうたん桜を見に来てもらいたいものです。ちなみに、蕾がひょうたんに似ているのでひょうたん桜と呼ばれています。

岡山県の醍醐の桜を撮りたくてホームページから満開の情報を得て、一発勝負で徹夜をして朝4時に着きました。

空には、星★が見えています。青空になってくれと祈りつつ三脚を据えてひたすら朝陽を待ちます。

太陽が顔を出し始めるとカメラマンは必死です。朝の澄んだ空気の中で桜の花びらがピンクに染まる時間帯はごくわずかですので、移動しながら機関銃のように必死でシャッターを切ります。おかげで良い写真が撮れました。また、行きたいです。

雪山編

西日本最高峰の石鎚山(1982 m)の雪山に魅せられて、7年くらい前から石鎚山の山頂にてお正月を迎えます。

テント、水、食料、機材等を含め、35 kgのザックを背負つての雪山はとってもキツイです。

山頂には下界とは違った世界があると自分に言い聞かせゆつくり登ります。通常3泊4日くらいで行きますが、なかなかシャッターを切らせてくれませんが、日の出前にスーと消えてしまうことが殆どです。雲海が消えると今度は、一面ガスで青空が出るのが午後2時～3時頃。夕陽の時間帯を狙って、ひたすら待ちます。こんな調子ですので殆どフィルム(ブローニー)を消化しません。

本誌平成24年1月号の表紙の写真が夕陽に染まった石鎚山の写真です。

毎年違った表情を見せてくれますので、これからも厳冬期の石鎚山へ感動を求めて登り続けていくつもりです。

霊峰 石鎚山に感謝、感謝。



H24年度 入選作品



それ行けアンパンマン



「醍醐の桜」 岡山県真庭市

平成25年 新春対談 (1)

於：日調連音羽会館

海野敦郎 土地家屋調査士国民年金基金 理事長
西本孔昭 土地家屋調査士国民年金基金 参与(前理事長)

海野：あけましておめでとうございます。土地家屋調査士国民年金基金も平成3年創立以来、22回目の春をつつがなく迎えることができました。これも大下克信先生、三浦福好先生、水上要蔵先生、歴代役員の方々のご努力の賜物と感謝いたしております。

西本：あけましておめでとうございます。去年はたいへんお世話になりました。一昨年から当基金の理事長に就いていただき大変だったと思いますが、加入員の増口など、良い成績をおさめているようでうれしく思っています。これからも全国の理事、代議員、なお一層のお働きをよろしく願います。

海野：西本前理事長から引継ぎましてから、事務局体制も刷新し、また、去年は役員改選を経て新しい代議員も誕生いたしました。一度に加入員は増えませんが代議員みんなで一丸となって加入促進を進めているところです。これからも土地家屋調

査士の老後の生活が少しでも安心して送れるように努力していきたいと思っています。

年金基金創設の頃

西本：創設された頃、その後も景気が良い時は加入勧奨がしやすい。私も勧められて入ったという形なのですが加入しやすい時代背景というのがありました。今になってみれば、前にも書いたのですが、先輩がもっと強く勧めていてくれたらもっと口数を増やしていたと思うくらいです。自分の経験からいえば、年齢とともにいろいろな意味で力が落ちていきますね。それをカバーしていただくという意味では年金収入は本当に助かっているわけです。実際、歳を取ってポケットの中が増えるのは診察券ぐらいです(笑)。やはり、なにか特別な努力をしなくても月々お金が入ってくるのは本当に有り難い年齢となりました。いつか誰もがそういう時が来るわけですから、ぜひ加入や増口を考えていただきたいと思いますね。

海野：若い頃だと「老後のことなんか」と思ってしまいうのですね。将来のことはなかなか考えづらい。また、仕事があるときは節税のためにでも入ろうかというのが、段々景気が悪くなってくると出費は「将来のための年金」から切ってしまう。苦しいときも何とか支払っていけば後で入っていて良かったということになります。今現在、実際に年金をもらっている方々がそういうことをアピールしていただければ、加入促進についてはたいへん効果的だと思います。



西本：そうですね。確かに入る金額だけをみるとそんなに大きな金額ではないのですよ。でも、仮に入ってくる金額がたとえば駐車場であるとか、借家一軒分とかに過ぎないにしても、純利益ですからね。

海野：そうです。維持経費がないですね。

西本：維持経費もかからなければ元金もない。クレーム処理もない。そういう意味でも年金の効用を宣伝しておきたい。

海野：基金の加入について、最初の頃は何も言わなくても仲間だから入ろうかって加入した人も多いと聞きました。

西本：そうですね。お付き合いですね。

海野：その頃は土地家屋調査士自身も横のつながりが強い時代だったのでしょうね。仲間作りから情報収集にも利用できたでしょうし…。

ところで、当初、国はどのような形で基金創立を日本土地家屋調査士会連合会に持ちかけてきたのでしょうか。

西本：その頃は役員ではないので詳しいことはわかりませんが、いろいろな職能団体で加入できるという案内がきたときに日本弁護士連合会でも日本司法書士会連合会でも同様に創設してますよね。

海野：ほぼ同時に作っていますね。

西本：やはりそれは職能としての組織力を世の中に試されているという部分もあったのでしょうか。私たちだけではありませんが、共済会の有無とか、いろんな意味で自営業には福利厚生が少ないですね。ある単位会の研修に講師で招かれた時に、会場から出された意見で、求人のために職安に行ったら、職安からお宅の事務所は何か福利厚生は考えていますかと尋ねられた。個人事務所ではとてもそういうものはありません。しかし土地家屋調査士会には共済会があるとか、土地家屋調査士国民年金基金に入っていますと答えたら、それはそれなりに評価できますからと聞き取ってくれたとのことでした。当基金も世の中の仕組み全体からいえば土地家屋調査士の福利厚生という位置づけにはなると思います。

海野：今は土地家屋調査士業界も土地家屋調査士法人が増えていますが、創立当時は一人事務所が多かったと思います。そこに従業員が入ってくると国民年金に加入することとなります。さらにこれに付加される職能型年金基金ができた意味は大き

いことですね。

西本：私はひたすら前を向いて走ってきましてので、こんな歳になってわかるのも遅いのだけど、やはりもう少し人生の流れみたいなものを考えて生活していればとシミジミ思います。もう少し増口にこだわっていればと思うのです。そういう機会をみすみす逃してきたなと思いますね。今の若い土地家屋調査士の方々に、加入資格のある方はどしどし入っていただきたいなという気がします。

海野：土地家屋調査士が仕事に夢中であるとすれば、加入勧誘のアピール先は土地家屋調査士本人よりも奥様にアピールした方が効果があるかもしれませんね。さらに基金は土地家屋調査士本人のみならず、配偶者の方、補助者までは入れますから。

西本：ただし、今はいろいろなところから、いろんな勧誘の電話がはいるので、いきなり基金加入のお電話をしても身構えてしまわれる。境界立会の依頼電話なんか簡単に切られてしまいますよ。文書でもポストイングができないマンションもいっぱいあるわけで、そういった意味では国民年金基金加入を仲間同士の日常的話題として取り上げていただくことが大切かと思います。それからいっそのこと奥様同士で勧誘してもらった方が良いのかな。役員に女性理事を置くのもどうだろう。

海野：それも良いかもしれませんね。家計を握っている人の意見は強いですからね(笑)。

自己投資の大切さ

西本：最近の新聞雑誌の報道をみると、年金に対する不安をかき立てるような記事が多いですね。それが若い世代にとっては加入のわだかまりとなっているのではないのでしょうか。

海野：国民年金と国民年金基金を混同していらっしゃる方が多いのですね。あらためてご説明すると、国民年金(基礎年金)は国民として加入義務があります。これに付加して年金額を増額するのが国民年金基金です。いずれも公的年金ですが、年金基金は任意加入です。年金基金まで入らないと厚生年金や共済年金と比較した場合の金額的バランスがとれません。国民年金を1階部分とすれば、その上の2階部分が国民年金基金です。1階部分の加入なくして2階部分はありますが、二つは

いろいろと異なるところがあります。たとえば、国民年金は現役世代の支払う保険料で年金受給世代を支える賦課方式を採用していますが、国民年金基金は若い頃から積み立てた原資を長期に運用し、それを老後に受け取る積立方式を採用しています。どちらにも長所短所はあります。加入に関する義務、任意の違いは先ほど述べました。支給開始年齢の引き上げの話題が新聞などでは取り上げられていますが、これは国民年金であり、国民年金基金ではありません。

西本：国民年金についても若い方々には誤解が多いと思うのです。国民として加入義務がありながら払っていない人が増えている。免除申請せずに払っていないければ年金はもらえないのですからね。将来支払われる国民年金には消費税から相当の税金が投入されるわけで、そのような人は日常生活で負担だけをして果実を手にするのではない。民間の年金と公的年金の比較でもいえますが、民間の年金が公的年金に比較して有利なことはどうも考えにくい。そろそろ一部のマスコミや上手なセールストークに迷わされないようにして欲しいものです。ところで、先ほど資金の「運用」というお話が出ました。昨年はAIJ問題など、厚生年金基金の不祥事がありましたね。

海野：ご承知のとおり、運用成績は世界や日本の経済情勢に影響されるものです。現在のような景気

が低迷する状態が長く続くと頭痛いですね。しかしながら、年金原資の運用は長期にわたるものですから、毎日の株価などに一喜一憂する必要はないと思います。長い目で見ていくことが大切です。これまで土地家屋調査士国民年金基金では安定四資産といわれる国内、外国株式、国内、外国債券にリスク分散して、三井住友信託銀行など五社にそれぞれ資金を分割して運用委託してきました。もちろん、過去を含め、AIJ投資顧問などには運用委託したことはありません。

西本：先ほど私が駐車場や貸家のお話をしました。そのような投資のできる人はどしどしすれば良い。また、新しい技術、器械などへの投資も大切です。加えて自分自身の能力に対する投資も忘れてはいけません。創業以来50年も100年経ってもまだ前を向いていける会社はそうたくさんはないと思います。そういうことができる会社は創業精神を忘れていない。経営ノウハウに長けるだけではなく、もっと基本的なところがしっかりしている。土地家屋調査士にとって、歳を取った時のリスクをこの年金基金で押さえるということは基本中の基本ですね。そのような自分自身への投資なくしてはこれからの時代には対処できないのではないのでしょうか。

(つづく)

老後までトク

- 掛金は全額所得控除で税金もお得。
- 掛金は自由に設定。

老後からラク

- 基本は終身年金。だから一生お受け取り。
- 万が一の時にはご家族に一時金も。

今と未来に確かなメリット

土地家屋調査士

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている
60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です

買地谷しほり

海拔表示板設置事業への取り組み (山口県土地家屋調査士会の事例)

日本土地家屋調査士会連合会広報部 戸倉 茂雄

はじめに

東日本大震災は、自然の持つ想像を超える破壊力の恐ろしさを我々に見せつけました。それは、多くの教訓を残すとともに、震災以後の日本の進み方をも考え直すターニングポイントになったのではないのでしょうか。誰もがうなずくように、日本は、世界有数の地震国です。また、周囲を海に囲まれているうえに、人口が密集した大都市の多くがこの沿岸部に集中しています。ひとたび海底に異変が起ると、陽光きらめく紫紺の海原がたいへんな脅威となって、我々に襲いかかってくることを新たに理解した今、防災という言葉を強く意識するようになりました。地震、津波以外にも、台風やゲリラ豪雨といった、雨や洪水による予測しがたい自然の猛威が各地に被害をもたらしています。災害に対応できる社会へ変化していくことの必要性を感じる中、平成24年8月29日、南海トラフ沿いで発生する地震の被害想定が報道発表されました。この被害想定は沿岸部に暮らす人にとって驚くべき数字である以上に、防災に対する意識必要性を強く感じるものとなりました。

そのようなとき、日本土地家屋調査士会連合会では、今年度から、制度広報の一環として、我々の持つ測量という技術を通して、広く社会に貢献できる事業の一つとして、自治体と連携した標高観測、海拔表示板の設置を実施していくこととしました。

今回は、山口県土地家屋調査士会の事例を紹介します。

行政との打ち合わせ

標高の観測、海拔表示板の設置を実施したのは、山口県周南市の沿岸部でした。瀬戸内海に面する人口15万の地方都市ですが、沿岸部はナショナルブランドの化学工場が軒を連ねる工業都市。防災に対する意識も高く、市長が土地家屋調査士ということ

もあり、事業に対して積極的な連携を図ることができました。地図から読み取った簡易的な海拔表示がされていた施設などを、GPS観測による詳しい表示に変えていくという協議を行い、防災危機管理課と連携を図りながら進めていきました。それぞれの施設と個別に打ち合わせを行い、海拔表示板を設置する場所を確認後、観測計画を立てました。観測箇所はおおむね、標高10m未満と予想されている30ほどの避難施設などでした。小学校などは敷地が広いので複数箇所の観測を要望されたので、全体で8地点を観測することになりました。この度の選定箇所は、行政施設に限定して実施しましたが、集客性の高い商業施設などにも海拔の表示をすれば、効果があるのではないかという意見も出され、今後とも行政と連携し、制度PRを通じた社会貢献を進めていきたいということをお伝えしました。

観測概要

各施設には事前に、挨拶や打ち合わせを済ませていたので、観測はスムーズにすすめることができました。

範囲は市役所を中心とした半径約10キロメートル内の、前述した災害時の避難場所に指定された支所、小中学校、コミュニティーセンターなど30か所。観測には地元周南支部の会員があたり、2名を1チームとして、2チームが行い、合計4人が1週間という期間内に終了させました。GPSを使用するため、観測場所の選点や観測日の衛星状況など事前の計画が大切なのは当然ですが、観測地点がばらつくため効率の良い移動ルートの検討も重要であると感じました。また、島嶼部の施設は、後ろに山が控えているため、敷地内でのGPSによる観測条件が困難なことから、表のとりの観測地点からトータルステーションを使い導いたところもありました。



観測範囲：市役所を中心とした半径約10 kmのエリアにある施設



観測風景

取材

平成24年8月30日、周南市市役所本庁舎前庭において、観測の様態をマスコミ各社から取材を受けました。おりしも、南海トラフを震源とする内閣府による被害想定が発表された直後ということもあって、記者の興味もこの場所が実際どれほどの高さになるのかという点に集中し、GPSを使用した観測を目の当たりにして、観測する会員の手元を注意深く見つめていました。日本土地家屋調査士会連合会が制度広報の一環としてとらえ、進めようとしている海拔表示板設置事業は、市民の津波に対する危機管理の具体的なお手伝いとなることは勿論のこと、直接数字を目にすることによって、より強い防災への関心を高めることが、社会に対しての貢献活動の一つの目的であり、今後は、活動の範囲を全国に展開していきたいとアナウンスをしました。

社会への広報として

底打ち感のない不況の中でも、毎日、全国のどこかで土地家屋調査士が仕事をしているはず。ある人は土地を測るためトータルステーションを据え、またある人はGPSを使い基準点測量を行っているかもしれません。新築建物の申請をするためPCの前に座っている人もいるでしょう。我々土地家屋調査士は、民官問わず広く社会から依頼を受け、法に定められた業務を生業として日々を送っています。

土地家屋調査士の仕事に派手さはありませんが、

観測状況

期 間：平成24年8月27日から8月31日

観 測 者：山口県土地家屋調査士会周南支部会員 4名

観測機器：GPS (2台)、TS

GPS測量による海拔計算結果

平成24年10月10日作成

場所番号	点番	GPS観測情報			記載海拔
		X	Y	海拔	
7	829-2	-212641.588	-41739.925	7.517	7.5m
9	829-9	-213837.184	-39583.373	3.408	3.4m
11	829-18	-213942.667	-35242.286	2.437	2.4m
13	829-17	-213898.513	-35948.092	3.429	3.4m
14	829-16	-214387.657	-36235.531	2.440	2.4m
15	829-12	-213742.982	-38492.950	8.861	8.8m
20	829-3	-212607.542	-41555.667	9.603	9.6m
	829-4	-212633.536	-41620.660	6.727	6.7m
22	829-14	-213800.857	-36143.247	4.061	4.0m
	829-15	-213754.610	-36081.740	3.980	3.9m
23	829-13	-213674.605	-37316.716	5.582	5.5m
	829-10	-213416.679	-39708.787	10.273	10.2m
24	829-11	-213400.380	-39634.987	10.622	10.6m
	829-7	-213338.935	-40378.500	3.946	3.9m
25	829-8	-213359.383	-40460.574	3.468	3.4m
	829-5	-213806.552	-40492.276	4.058	4.0m
26	829-6	-213769.867	-40574.046	4.193	4.1m
	829-1	-216033.788	-34021.505	3.061	3.0m
29	817-1	-216170.260	-34283.997	2.840	2.8m

観測結果

人の所有する財産の中でも不動的な価値である土地や建物といったものに関わる性質上、むしろ地味でも安心感や安定感を発信できることの方が大切なことだと思います。我々の社会とのかかわりを土地家屋調査士という専門的職能をもって制度の存在を喧伝していくことは当然ですが、その中に培った経験や技術を仕事とは少しだけ離れたところで発揮するのも大切なことではないでしょうか。地域に密着した社会貢献もまた、土地家屋調査士制度の発展にとって必要なことだと思います。

おわりに

この度の海拔表示板設置に関する事業は、新聞各社による報道の結果、実施した周南市以外の市町村からも多くの問い合わせがありました。県の公嘱協会が中心となり対応をしている自治体もあり、今後は各土地家屋調査士会、公嘱協会との連携も視野に入れ、会員全体が誇りにできる土地家屋調査士会への帰属意識をも醸成できる社会貢献活動としていきたいと感じました。

最後になりますが、去る12月5日、周南市立櫛浜小学校において、子供たちが見守る中、西本聡士山口県土地家屋調査士会会長から贈られた海拔表示板が設置されました。



平成24年度地図作成総括責任者養成講座 B講座開催

全公連で主催する総括責任者養成講座は今年度で3回目を迎え、今年度は7月19日から21日までの3日間A講座を開催し、11月1日から3日までの3日間、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の全面的な協力を得て大阪で開催いたしました。

この総括責任者養成講座は、環境の変化に即応し、講義内容を毎年少しずつ変更していますが、今年度のB講座は、徹底的に「地図作成をする場合の実行予算の作成ができる人材の育成」をテーマにしました。

現在、全公連の組織の中で公益社団法人に移行した協会は18協会(12月1日現在)となり、今後、多くの協会が公益移行に進むものと期待していますが、逆に公益社団法人だからこそ営利法人と比べ、営利を追求する団体との差別化が対外的に求められ、公益社団法人として中立的な立場で嘱託登記業務の積算額の指針となることを求められることでしょう。

また、平成17年会計検査院法の一部を改正する法律により会計検査の機能が強化され、会計検査法第23条第1項第7号で国等の役務の請負契約受託者として直接会計検査を受ける可能性もあり、これに的確に回答できる体制が必要であることは言うまでもありません。

自分達の内部で積算が便利になるということ以上に、対外的に地図作成の必要性を啓発するには、経費がいくらかかるのか?という質問にいつでも理路整然と資料を明示できる公開性が求められ、また官公署とともに業務を行う場合には、費用対効果等を調べ、緊急性、重要性のあるものから業務を推進するという役割が期待されており、それらの適正な積算のできる人材の養成が急務であります。

参考 会計検査院法

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

(一～六 省略)

七 国若しくは前条第五号に規定する法人(以下この号において「国等」という。)の工事その他の役務の請

負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

また、登記所備付地図作成作業を含め地図作成の1筆当りの平均価格は数年来、減少傾向にあります。単価的に厳しい現実があることは事実ですが、地図作成は公益法人たる公嘱協会の業務の要であり、継続して地図作成業務を実施していくには、先ず自ら厳しく業務を見つめ、損益分岐点を理解して業務の合理化を図った上で日調連や民事局に対し根拠を示して予算要求をする必要があります、それには総括責任者が積算を学び、コスト意識を持ってマネジメントのできる人材の育成が必要です。

そこで、今年度のB講座では先ず、「我々公嘱協会が受託する価値、どういうメリットがあるのか」という点についてA講座のレポートを各自4分ずつ発表してもらい、それを他の受講生が官公署職員の立場で採点する形で、「提案書の書き方と発表技術の向上」を学んでいただきました。

そして地域性を無くした5つの班毎に分け、(登記所備付地図作成作業では積算体系が公表されていないことと、地図全般の積算が理解できるよう)地籍調査の積算体系を学び、自分達で積算して標準積算額を算定、さらに模擬入札まで実施して競争原理の理解と入札の体験をしてもらいました。

受講生の多くは入札に参加した経験がなかったようですが、終了時には参加者全員が積算の方法と業務の分析ができるようになり、即戦力となる人材が育成できたと手応えを感じております。





第1回研修会開催

11月12日(月)から13日(火)、ホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において「24年度第1回研修会」を開催しました。

初日の研修会では、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の武藤主任開発員から「準天頂衛星システムの開発と実証成果について」の講演を頂き、続いて国土地理院測地観測センターの平井専門調査官から「準天頂衛星を含めたGNSS測量について」の講演を頂きました。研修会初日の終了後に行われた懇親会では各協会間の親睦を深め交流を図りました。

研修会2日目は、既に県認定により公益社団法人に移行した山口・大分・秋田・福岡・島根・富山・岐阜の各協会から移行申請時の県との打合せ内容についての報告を頂き、続いて早稲田大学法学大学院首藤教授から「公共財産と登記」を演題として講演を頂きました。



今後の会議予定

平成24年

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 11月13日 | 第1回総務・広報・経理担当者打合会 |
| 11月13日 | 第1回業務・研修担当者打合会 |
| 11月13日 | 全法務省労働組合との打合せ |
| 11月14日 | 第13回正副会長会議(一部web会議) |
| 11月28日 | 第1回ニコン・トリプルユーザーカンファレンス |
| 11月29～30日 | 第14回正副会長会議 |
| 11月30日 | 第5回IPU委員会(委員長及び副委員長、事務局長打合せ) |
| 11月30日 | 第6回理事会(一部web会議) |
| 11月30日 | 日本加除出版株式会社創立七十周年記念祝賀会 |
| 12月25～26日 | 第6回IPU委員会(委員長及び副委員長、事務局長打合せ) |

平成25年

- | | |
|----------|--------|
| 2月18～19日 | 第7回理事会 |
| 2月19～20日 | 第2回研修会 |

大規模災害基金状況

平成 24 年 11 月 30 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

各会からの拠出金計	¥	201,288,292
一般会計繰入金計	¥	16,000,000
他の寄付金等収入計	¥	8,916,990
災害見舞金計	¥	-140,105,000
他の支出	¥	-4,894,780
収支	¥	81,205,502

各会からの大規模災害拠出金合計 (平成 9 年度から平成 24 年度まで)

平成 24 年 11 月 30 日現在

調査士会名	拠出金額	調査士会名	拠出金額	調査士会名	拠出金額
東京	¥ 18,490,000	愛知	¥ 9,607,295	宮崎	¥ 2,634,000
神奈川	¥ 8,500,000	三重	¥ 3,314,081	沖縄	¥ 2,800,000
埼玉	¥ 12,715,820	岐阜	¥ 2,039,323	宮城	¥ 2,229,363
千葉	¥ 5,888,029	福井	¥ 1,274,786	福島	¥ 3,586,051
茨城	¥ 5,201,500	石川	¥ 2,140,000	山形	¥ 962,426
栃木	¥ 1,741,500	富山	¥ 1,911,500	岩手	¥ 2,473,943
群馬	¥ 3,377,000	広島	¥ 1,724,980	秋田	¥ 1,371,852
静岡	¥ 7,794,699	山口	¥ 1,749,000	青森	¥ 2,032,300
山梨	¥ 1,152,370	岡山	¥ 1,691,670	札幌	¥ 4,695,043
長野	¥ 3,711,500	鳥取	¥ 1,246,500	函館	¥ 990,000
新潟	¥ 5,265,900	島根	¥ 1,296,000	旭川	¥ 974,000
大阪	¥ 17,612,000	福岡	¥ 6,357,500	釧路	¥ 1,470,000
京都	¥ 3,150,681	佐賀	¥ 1,594,000	香川	¥ 2,200,000
兵庫	¥ 17,595,812	長崎	¥ 3,150,000	徳島	¥ 1,416,134
奈良	¥ 1,705,564	大分	¥ 2,761,000	高知	¥ 1,431,000
滋賀	¥ 2,313,632	熊本	¥ 3,086,000	愛媛	¥ 2,605,000
和歌山	¥ 1,634,538	鹿児島	¥ 4,623,000	合計	¥ 201,288,292

災害見舞金支出一覧

(平成 9 年度から平成 24 年度まで)

平成 24 年 11 月 30 日現在

支払日	所属会	対象	事象	合計	支払日	所属会	対象	事象	合計
H10. 8.20	新潟	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	山口	山口会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	茨城	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	岡山	岡山会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	福島	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	香川	香川会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	高知	会員 3 名	集中豪雨	¥ 60,000	H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 100,000
H11. 4.14	岡山	会員 1 名	台風	¥ 20,000	H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 200,000
H11.11.16	愛知	会員 4 名	竜巻	¥ 80,000	H14. 8.12	岐阜	会員 1 名	台風 6 号	¥ 100,000
H11.12.10	山口	会員 20 名	台風	¥ 490,000	H14.11.18	千葉	会員 18 名	台風 21 号	¥ 100,000
H12. 4.14	札幌	会員 1 名	有珠山噴火	¥ 30,000	H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12. 6.14	岩手	会員 1 名	集中豪雨	¥ 50,000	H15. 6.17	福島	福島会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 6.17	山形	山形会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥ 1,500,000	H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 100,000	H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.11.27	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 6.17	青森	青森会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取西部地震	¥ 30,000	H15. 8. 8	福岡	会員 1 名	九州集中豪雨	¥ 100,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 250,000	H15. 8.22	宮城	会員 1 名	宮城県沖地震	¥ 100,000
H13. 3.28	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 9.25	宮城	会員 7 名	宮城県沖地震	¥ 2,000,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥ 100,000	H16. 7. 7	佐賀	会員 1 名	佐賀市竜巻	¥ 200,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H16. 7.23	新潟	会員 14名	集中豪雨	¥ 1,700,000
H16. 7.23	福井	会員 7名	集中豪雨	¥ 500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2名、新潟会	集中豪雨	¥ 250,000
H16. 8. 6	福井	福井会	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 8.18	富山	会員 1名	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2名	台風15号、大雨	¥ 150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1名	台風16号	¥ 100,000
H16. 9.16	香川	会員 7名	台風16号	¥ 700,000
H16.10. 1	函館	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 1	香川	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 4	広島	会員 13名	台風18号	¥ 300,000
H16.10. 4	大分	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2名	台風16号	¥ 150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2名	台風16号	¥ 200,000
H16.10. 8	三重	会員 2名	台風21号、大雨	¥ 300,000
H16.10.18	兵庫	会員 12名	台風16号、18号	¥ 360,000
H16.10.19	山口	会員 21名	台風18号	¥ 580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3名	台風21号	¥ 250,000
H16.10.25	高知	会員 1名	台風16号	¥ 50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震応援物資	¥ 1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2名	台風16号、18号	¥ 70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2名	台風22号	¥ 90,000
H16.11.17	新潟	会員 34名	新潟県中越地震	¥ 8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.11.17	香川	会員 6名	台風22号、23号	¥ 520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 100,000
H16.11.25	千葉	会員 2名	台風22号	¥ 20,000
H16.11.25	兵庫	会員 15名	台風23号	¥ 3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9名	新潟県中越地震	¥ 550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 20,000
H16.12. 7	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 100,000
H17. 3.30	新潟	会員 14名	新潟県中越地震	¥ 2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥ 50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1名	局地的豪雨	¥ 100,000
H17.10.17	東京	会員 2名	局地的豪雨	¥ 150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3名	台風14号	¥ 1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1名	大雨被害	¥ 200,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H18.10. 4	長野	会員 7名	大雨被害	¥ 750,000
H18.10.20	鹿児島	会員 7名	大雨被害	¥ 900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登地震初動活動費	¥ 500,000
H19. 6.25	石川	会員 21名	能登地震	¥ 5,250,000
H19. 6.25	石川	石川会	能登地震	¥ 1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	中越沖地震運営費	¥ 1,000,000
H19.12.27	新潟	会員 29名	中越沖地震	¥ 3,625,000
H19.12.27	新潟	新潟会	中越沖地震	¥ 1,000,000
H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	¥ 200,000
H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	¥ 300,000
H21.11.16	兵庫	会員 5名	台風9号	¥ 500,000
H23. 3.14	宮城	宮城会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	福島	福島会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	岩手	岩手会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 4.13	茨城	茨城会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000
H23. 4.13	福島	福島会	東日本大震災給付金	¥ 9,000,000
H23. 6.17	宮城	宮城会	東日本大震災給付金	¥ 17,300,000
H23. 6.17	福島	福島会	東日本大震災給付金	¥ 11,150,000
H23. 6.17	岩手	岩手会	東日本大震災給付金	¥ 12,750,000
H23. 9. 8	新潟	新潟会	新潟・福島豪雨	¥ 600,000
H23. 9.16	千葉	会員 2名	東日本大震災給付金	¥ 1,000,000
H23. 9.16	千葉	千葉会	東日本大震災運営費	¥ 150,000
H23. 9.16	茨城	会員 14名	東日本大震災給付金	¥ 3,550,000
H23. 9.16	宮城	会員 10名	東日本大震災給付金	¥ 6,750,000
H23. 9.16	福島	会員 18名	東日本大震災給付金	¥ 8,850,000
H23.10.14	和歌山	会員 3名	台風12号	¥ 700,000
H23.10.14	三重	会員 1名	台風12号	¥ 150,000
H23.12. 5	山梨	会員 1名	台風12号	¥ 150,000
H23.12. 5	兵庫	会員 7名	台風12号	¥ 500,000
H23.12. 5	静岡	会員 7名	台風15号	¥ 800,000
H23.12. 5	愛知	会員 1名	台風15号	¥ 150,000
H24. 1.19	千葉	会員 5名	東日本大震災給付金	¥ 1,750,000
H24. 1.19	茨城	会員 1名	東日本大震災給付金	¥ 1,000,000
H24. 1.19	福島	会員 8名	東日本大震災給付金	¥ 5,000,000
H24. 1.19	宮城	会員 2名	東日本大震災給付金	¥ 1,000,000
H24.10.17	福岡	福岡会	九州地方大雨被害	¥ 500,000
支出計				¥140,105,000

災害見舞金支出合計(平成9年度から平成24年度まで)

¥140,105,000



地図の源 基準点原点清掃

平成24年10月13日(土)に熊本県土地家屋調査士の有志による「第Ⅱ系原点清掃」が行われましたので、その様子を報告します。

まず始めに、釈迦に説法だとはわかっていますが「平面直角座標系」について簡単に触れておきたいと思います。

日本では、明治政府が全国の正確な地形図を作成するために、基準点網を全国に整備し、ベッセル楕円体を使用して、当時の東京天文台の経度・緯度が決定されました。この位置が現在でも日本経緯度の原点となっており、このときの測地基準系が「日本測地系」です。その後、2002年に測量法が改正され、地球楕円体面もベッセル楕円体からGRS80に変更され世界測地系として現在に至るわけです。

ところで、日本の座標系は全部で19に区分されていますが、その原点が陸上にあるのは何か所かご存知でしょうか？実際に原点が陸上にあるのは日本国内で8か所あり、残りの11か所は海上です。今回はその8か所の中の一つで熊本県阿蘇市にある第Ⅱ系の原点における基準点及び記念碑の清掃が行われました。

この第Ⅱ系原点の設置は、今から12年前の土地家屋調査士制度制定50周年を記念して作られたものです。熊本会、九州ブロック協議会を始め全国に寄付を募ることによって作られたそうで、この基準点を作るうえでの苦労は相当なものだったと伺いました。

そのような苦労もあった中で設置された原点を熊本会では、この時期に毎年清掃を行っているそうです。そのような現在に至る話を聞き、今回取材に出かけました。

当日は快晴に恵まれ、九州では高い山でやっと紅葉が少しずつ始まりかけたころでした。開始時間は

10時からにも関わらず、私が到着した9時30分頃には数名の方が到着され、準備を始めているところでした。そして、10時を待たずに各自が草刈り機や箒・ごみ袋といったものを手に取り掃除を始めました。

毎年行っていることもあり清掃の仕方はみなさん心得ていて、到着した人からまるで事前に打合せをしていたのではないかと思うぐらいスムーズに掃除を始めていきます。

また、熊本会の前田副会長は、軽トラックに500リットルの水と発動機や高圧洗浄機などを持参され、それらの道具を利用し、基準点や記念碑等の細部に亘るまで清掃を行いました。そして、わずか2時間足らずのうちに、最初に見た苔だらけの記念碑が生まれ変わったように輝いていました。当日参加された方は、大人34名と子供7名で、清掃後には皆さんでお弁当を食べ和気藹々とした時間を過ごさせていただきました。

熊本会では「第Ⅱ系原点清掃」以外の基準点への取組みとして、熊本県内に存する法務局と支局や小学校などに基準点を設置したりして広報活動等を行っているそうです。

そのような話を聞き、原点の存する会として「基準点」というものに対する熊本会の熱い気持ちが伝わってくるようでした。

我々土地家屋調査士は職業柄、測量に携わっている者として、皆さんもお近くにある原点を見に行ってみてはいかがでしょうか？

最後に、ご多忙中にもかかわらず、嫌な顔ひとつせず取材に協力していただきました熊本会の皆様へ感謝を申し上げ報告とさせていただきます。ありがとうございました。

広報員 日野智幸(福岡会)



平面直角座標系 第Ⅱ系 原点



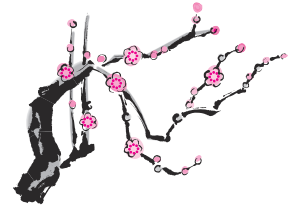
参加者全員で記念撮影



高圧洗浄機で苔落し

ちようさし俳壇

第332回



氷点 水上陽三

あはよくば杖とならむを枯藜
発想のしばしひしめく新酒酔
没り日して冬立つ思ひ俄なり
白晝の富士に雲なし一茶の忌

森光子氏逝く

身に入むや朝刊の白抜き文字
山茶花のまだ氷点を知らぬ白
初霜や乳液したむたなごころ
一斉に咲くことならず冬桜
凧の赤提灯は消えません
走り根を隠し果して山眠る

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

大使館前に人ゐる小六月
地球儀にあそびのいろのなき霜夜
十方の闇を楽しみ初詣
子はすぐにひかりの中へ初雀
青空の皇居に入りし寒鴉
着くずれば女の自信寒椿

茨城 島田 操

老妻は漬物上手冬に入る
年の瀬や慌てることもなき齢
旧友に邂逅まづは温め酒
二人して健やか勤労感謝の日
家族とは団欒の芯に置炬燵
黄昏の道の寂しく枯尾花

埼玉 井上晃一

園児らの縄に連なる紅葉狩り
用済みの案山子を納屋に立て掛けし
満目のひつじ田となり群雀

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

十方の闇を楽しみ初詣

よほど特別の場合以外闇を楽しむと言う心境を味わうことはできない。しかし、月のない除夜の闇の中で年明けを待つという心の躍動を詠んだものであろう。郊外では、どこからともなく聞えてくる除夜の鐘の音を聞きながら、鎮守に焚かれる篝火を囲んで初詣の順を待つ去年今年の人だかりが見られる。まさに四圍の闇を楽しみながらの光景と言えるであろう。

島田 操

二人して健やか勤労感謝の日

戦前の新嘗祭いわゆる新穀感謝祭が神事であることから、勤労感謝の日となった。作者は業務の傍ら夫婦して農耕に従事されているので、収穫に対する感謝の意も一人で勤労感謝の日を迎えたことであろう。しかも幸いにして夫婦とも健康であることを感謝しながらの感謝の日である。

井上晃一

用済みの案山子を納屋に立て掛けし

収穫が終わると用済みの案山子は捨案山子といって処分される。しかし、処分するといつても近頃は簡単に燃やしてしまうわけにもいかず、さてどうしたものかと思案し取り敢えず納屋の壁に立て掛けておいたという事であろう。内に秘められた案山子への愛情が感じられるのである。

※先月も触れましたが、寥々たる投稿者となりこの分では本欄の継続の可否を検討せざるを得ない状況です。読者の皆様の本欄に対する注文、要望等ございましたら連合会広報部までお寄せいただきたくお願い申し上げます。

広報部

平成24年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による平成24年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成24年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成24年12月14日付け官報に掲載されております。

記

試験日	筆記試験(8月19日)、口述試験(11月5日)	
出願者数	6,136名	
受験者数	4,986名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合格者数	418名(男396名・94.7% 女22名・5.3%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中70.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中72.5点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中72.5点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中34.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中40.0点に、記述式問題については満点50点中29.0点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 38.10 歳
 最低年齢 20 歳 1 名
 最高年齢 66 歳 1 名 ※年齢は H24.11.27 現在

生年別合格者数

生年	人数	生年	人数	生年	人数
平成4年	1	昭和49年	27	昭和33年	3
平成3年	1	昭和48年	26	昭和32年	2
昭和63年	2	昭和47年	21	昭和31年	3
昭和62年	4	昭和46年	15	昭和30年	1
昭和61年	7	昭和45年	10	昭和29年	3
昭和60年	6	昭和44年	11	昭和28年	2
昭和59年	12	昭和43年	12	昭和27年	2
昭和58年	10	昭和42年	7	昭和25年	2
昭和57年	17	昭和41年	5	昭和24年	2
昭和56年	19	昭和40年	7	昭和22年	3
昭和55年	17	昭和39年	5	昭和21年	1
昭和54年	27	昭和38年	8	合計	418
昭和53年	19	昭和37年	4		
昭和52年	25	昭和36年	5		
昭和51年	20	昭和35年	3		
昭和50年	37	昭和34年	4		

受験地別合格者数

受験地	人数
東京	159
大阪	57
名古屋	65
広島	27
福岡	50
那覇	2
仙台	22
札幌	13
高松	23
合計	418

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 24 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

中部ブロック協議会

記

開催日時

平成25年2月22日(金) 午前9時20分開始
平成25年2月23日(土) 午後5時 終了

開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸1丁目5番1号
「KKRホテル名古屋」
電話 052-201-3390

申込手続

受付期間

平成25年1月 4日(金)～
平成25年1月31日(木)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

中国ブロック協議会

記

開催日時

平成25年3月1日(金) 午後1時 開始
平成25年3月3日(日) 午後4時 終了

開催場所

岡山県北区駅前町二丁目3番31号
「サン・ピーチOKAYAMA」
電話 086-225-0631

申込手続

受付期間

平成25年1月10日(木)～
平成25年1月31日(木)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

編集後記

利益の分かち合いから負担の分かち合いへ

今年は、国民のうちでどのくらいの方が明るい声で「明けましておめでとうございます」と新年の挨拶ができたのでしょうか。

去年は、復興元年といわれて年が始まりました。

12月には、被災した3つの土地家屋調査士会から、支援に対するお礼の意味を含め、全国の震災の発生が想定される地域の参考になればとの思いから「被災地からの発信」と題して、自分たちの被災体験と土地家屋調査士が関わっている震災関連業務についての報告会と被災地におもむいての現状視察が行われました。

国民は、震災復興のためならばと増税を受け入れましたが、いまだに被災の復旧が進んでいないことや国の予算が被災者のために使われずに、どちらかといえば早期の復興支援という名のもとに、いろいろな地域から被災地へ進出してきた者の利益になってい

るのではないかとと思われるような状態がみられます。

高度成長期は、いかにして社会が蓄積した利益を国民に分かち合うかという時代でした。バブルの崩壊とリーマンショックを経験し、今は震災の復興のほか、人口減少などに起因するいろいろな問題の解決が求められています。

これからは、社会の負担をだれがどのようにして背負っていくのか、負担の分かち合いの時代に入ったと思います。ありがたいことではありませんが、復興元年の精査が済まない中で、いわば負担の分かち合い元年が始まったといえます。

みんなの力で、誰も住んでいない被災海岸線や住むことを禁じられた原発被災地や住むことができない放射能汚染地、これらをなくす新たな方向性が獲得できる年にしたいと思うものであります。

広報部次長 岩瀬正知

土地家屋調査士

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

知っておきたい!

電子証明書

ICカードの

アレやコレ



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえてお送りください。**

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、**「よくあるご質問、お問合せ」**も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ&Aを掲載しています。



ご注意ください!

こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります!

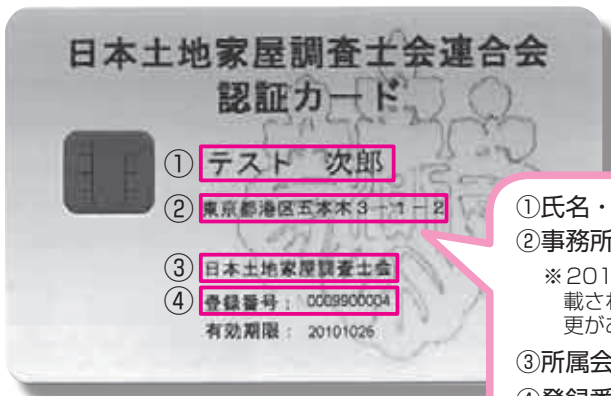


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更につきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象**となります。



電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

- ①氏名・職名・日本名
- ②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
- ③所属会
- ④登録番号



●こんなことにも注意!

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



広報キャラクター
「地識くん」